

ペスタロッチに読まれた7点のフランス語本と 1点のラテン語本

— その『読書ノート』未公刊手稿 (1785~1795/97) の
研究 III —

宮 崎 俊 明

(1989年10月16日 受理)

J. H. Pestalozzis Lektüre im Hinblick auf sieben französische
und ein lateinisches Werk

— Ein Beitrag zu seinen unveröffentlichten Manuskripte „Bemerkungen
zu von ihm gelesenen Büchern“ (1785~1795/97) III —

Toshiaki MIYAZAKI

はじめに — 対象と方法 —

ペスタロッチとフランスとの係わりについては、1760年代における J.-J. Rousseau の著作との出会い、1802年のパリ行き、1804から25年までのフランス語圏イヴェルドンでの滞在と活動、M.-A. Jullien との関係、その間フランス語でしたためた10編近い案内や報告の文章など、これらがつとに知られ従来から若干の研究対象となってきた。しかし、知られていないのが1785年から約10年間にわたって記された彼の『読書ノート』での記録である。これを対象としたモノグラフィーは、3種総計約7,000編のなかにも、あるいは E. Dejung のいうところに照らしてもいまだ出ていない (cf. Dejung, E.: Zur Problematik bisheriger Pestalozziforschung, in: Pestalozzianum, 1980, Nr. 4, S. 21)。いわんやそこでのフランス語図書との係わりを追う試みは登場すべくもない。もし、これに着手しようとするれば、その『ノート』が批判版全集 (以下 KA と略記) 全28巻にもテキストとして完本化し収録されていないために、現在、チューリヒ中央図書館と東独教育科学アカデミーが所蔵する手稿を使用し、加えてペスタロッチが用いた版本と照合する必要があつてかなりの

研究費助成と利用したペスタロッチの手稿や複写文献で筆者が記載義務をおうのは、本稿では、下記のとおりである。DAAD(ドイツ学術交流会), DFG(ドイツ学術振興会), Zentralbibliothek Zürich, Universitätsbibliothek Marburg, Niedersächsische Staatsbibliothek Göttingen, Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel, Akademiearchiv der pädagogischen Wissenschaften der DDR.

ペスタロッチの未公開手稿とその転写

25
Nath. Leben

Principe di un'educazione
generale nel mondo. Tabacchi
Angeletti - T. II p. 260. L'Anno XVI. ca

Mr. Cayley aisee avec tout le monde elle avait l'air
se mettre chacun a son aise

Brief des Vorleser

un esprit facile, dont il tenoit pour ainsi
dire le robinet pour en verser la qualite
& la quantite exactement convenable a
chaq. chose & a chaq. personne.

mit Soulet
Nath. Bedward

le Duc de Bourgogne couronné avec de deffaut
a faire trembler par la suite. Bouguereux
jus qu'a vouloir briser les pedales quand
elles sonnt l'heure, qui l'appelloit aequi
ne lui plussoit pas. x j'irgia. s'empreser
de la plus charge maniere contre la
pluie lorsqu'elle contrainoit de se debar.
la res. Merce le mettait en fureur & un
gout ardent le portait a tout ce qui estoit de
ferme; ce que est plus il demoit avec
une passion violente. Il attrappoit tout
le ridicule avec justesse et les repro-
choit avec une ironie d'autant plus
cruelle quelle estoit spirituelle
sa vivacite alloit jus qu'a l'impetuo-
site, ce qui y avoit de plus

folle de Macegr
au Bengale de
Macegr n'f/m
wigne as liège
adm. aig. 1811

25	Princessinen, die nach der Mahlzeit in ihren Zimmern miteinander Tabac rauchen. Anquetil t. II. p. 260. Louis XIV. etc.
Naturleben	
Mad Caylus	aisée avec tout le monde, elle avoit l'art de mettre chacun à son aise.
Geistesvorzüge	un esprit facile dont il tenoit, pour ainsi dire, le robinet, pour en verser la qualité et la quantité exactement convenable à chaque chose, à chaque personne.
in der Societet Naturzustand	Le Duc de Bourgogne étoit né avec des défauts à faire trembler pour la suite. Fougueux jusqu' à vouloir briser les pendules quand elles sonnoient l'heure qui l'appeloit à ce qui ne lui plaisoit pas, et jusqu' à s'emporter de la plus étrange maniere contre la pluie losque'elle contrariot ses desirs ; la résistance le mettoit en fureur, et un goût ardent le portoit à tout ce qui étoit dé- fendu. Ce qui est plasir, il l'aimoit avec une passion violente. <u>Il attrapoit tous les ridicules avec justesse</u> , et les repro- choit avec une ironie d'autant plus cruelle qu'elle étoit spirituelle. Sa vivacité alloit jusqu' à l'impétuosité, Ce qu' ily avoit de plus
<u>N</u>	
Folgen der Mangels an Biegung der Menschen, eh sie wissen, was lings oder rechts ist	

Zürich Mappe 305 X 25. 175×210mm

Anquetil, L.P. : Louis XIV, sa cour, et le régent, Paris, 1793, t. 2, p. 263, t. 3, pp. 6, 8, 9.

(Rechtsseitige Zeile der Transkription ab 4 bis zum Ende stehen nicht in Kritischen Aufgabe.
cf. ditto, Bd. 10, S. 214 左側は、ペスタロッチによる見出語、右側の上3行分は彼のメモ、それ以下は上記アンクテルの『ルイ14世伝』第2巻263頁および第3巻6, 8, 9頁からの抜書き。内容は 本稿21~22頁)

困難と労力をともなう。

この『ノート』がKAの校定者 H. Schönebaum の力をもってしても通常のテキストになりえなかった理由や条件としては、すでに先稿(本誌, 37巻, 1986年, 273~294頁)で事例的に示したように、マニュスクリプトの判読の困難ないし不能, 論旨や意味の不明瞭, ペスタロッチ以外の者によるものもふくむ抜書き, 1920~30年段階の監修者および校定者の認識関心やイデオロギーなどがあった。手稿にはペスタロッチがその読書過程でしたための当該書をめぐるとの感想や論議, そこでの想念やメモがあり, 大は数行の断片的な文章から, 小は欄外につけた見出語にわたるが, 部分的には例外があるとはいえ, KAでわれわれ読めるのはその範囲のものであって, 抜書きそのものは収録から除外されている。

抜書きの範囲内で主題化されるペスタロッチの問題関心の再構成を試みるためには, 彼がテキストのいかなる内容を抜書きとして抽出しているかを把握する必要があり, 本稿では, さしあたっては1788年から95/97年との間に読まれたフランス語図書7点とラテン語図書1点とを対象にする。この作業は, 具体的には, まずペスタロッチの手稿とKAでの収録部分を照合し, 次にその未収録部分を彼が読んだ版本から抽出, さらにそこでの仏・羅両語のドイツ語化に入り, それを主題別によりも手稿での記入順序に即して日本語で提示するという手順を進める。

この『読書ノート』の前半でもフランス書からドイツ語訳をされたルソーのマルゼルブ宛書簡とヒューム宛書簡は, 1785年段階でペスタロッチの目にふれていた。それは彼が『ベルリン学芸誌』(Berlinisches Magazin der Wissenschaften und Künste, 1782, St. 2, SS. 85~113, 114~152)で接したものであり, それを6枚分の手稿(Zurich Mappe 305 X 86, 87, 88)にし, KAではその約6分の1が紹介されている(KA 9.382ff)。これについては前稿(本誌, 38巻, 1987年, 199~246)ですでに若干ふれておいた。本稿での対象は, それより後年の, 次の単行図書である。

1. *Comte de Mirabeau : Dénonciation de L'Agiotage au Roi et a L'Assemblée des Notables, o. O., 1787.*
2. *(Jakob Heinrich Meister) (anon.) : Des premiers principes du système sociale, appliqués à la révolution présente, Nice, 1790.*
3. *Hermann von der Hardt : Rerum concilii oecumenici constantiensis de universali ecclesastica disciplinae reformatione, Frankfurt et Leipzig, 1700.*
4. *J. P. Catteau : Tableau général de la suède, Lausanne, 1790.*
5. *L. P. Anquetil : Louis XIV, sa cour, et le régent, tome 2 & 3, Paris, 1793.*
6. *François-Marie A. Voltaire : Questions sur l'encyclopédie par des amateurs, seconde partie, Paris, 1770.*
7. *J. Necker : Réflexions présentées à la nation française sur le procès intenté à Louis XVI, o. O., o. J..*
8. *Marquis de Condorcet : Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain, o. O., 1795 (1793f).*

上の8点はペスタロッチに読まれていった順序に対応し, かつKAに収録の順序に沿うが, 付

言すれば、その間に次のドイツ語図書も繙かれた。まず、1. のミラボーのあとに、J. W. Archenholz, *England und Italien*, Leipzig, 1787²。4. のカトーのあとに、Fr. Schiller, *Geschichte der merkwürdigsten Rebellionen und Verschwörungen aus den mittleren und neuern Zeiten*, Leipzig, 1788。5. のアंकテルのあとに、C. F. Bahrtdt, *Dr. C. F. Bahrtdts Geschichte seines Lebens, seiner Meinungen und Schicksale*, Berlin, 1790f。6. のヴォルテールのあとに次の4種、*Der Kleine Kempis*, Zürich, 1794; *Jesephs von Wurmbrand (U. v. Knigge), Politisches Glaubenbekenntniß*, Frankfurt u. Leipzig, 1792; *J. K. Lavater, Vermischte unphysiognomische Regeln zu Menschen= und Selbstkenntnis, o. O.*, 1788; *J. G. Zimmermann, Ueber die Einsamkeit*, Leipzig, 1784f.; *J. K. Lavater, Antworten auf wichtige und würdige Fragen*, Berlin, 1790。7. のネッカーのあとに *J. Jung-Stilling, Lehrbuch der Finanz= Wissenschaft, Bd. 2*, Leipzig, 1789。そして、最後の8. のコンドルセに続いている。

また、以下の記述上の凡例を示すと次のとおりである。

1. 「 」は、KA への収録やペスタロッチの見出語の表示や言明として筆者が断わらぬかぎり、原則的にはすべて手稿に容れられているものの抜書きである。また、「 」の内部での () は、手稿において原テキストが省略されている部分を示し、「 」の外側を () でくくった場合は、筆者が参考内容として示したものである。さらに、[] は、筆者による注記である。
2. 手稿でのアンダーラインや原テキストのイタリック体(斜字)は、点(・・・)で示す。ただし、煩瑣をさけるために引用の末尾等に「原文斜字」と付記している場合もあり、また、独・仏語には現代の正書法になじまぬものもあるが、それぞれに「原文のまま」(sic)と記入していない。
3. N は、手稿での nota bene (よく注意せよ)を示す。

1. ミラボー『株式投機反対を国王および名士会に訴える』1787

抜書きの形式

この手稿(Zürich Mappe 305 X 53~61)は、冒頭左端に「人間性(Mentschheit)第2巻」と記され、 a_1 から a_5 まで5枚、うち a_4 は4頁分で合計12頁の分量である。1頁の行数は最少31行、最多46行に及び、うち2箇所3頁余はペスタロッチの妻アンナがきわめて小さい字で写したものからなっている。この手稿からKAに収録され公刊されている部分は、彼が通常抜書きのあとにつけた見出し13箇所とNのマークのある7箇所が中心をなし、加えてフランス語原書の抜書きを示した3箇所だが、その手稿での総行数は19行、全体のほぼ20分の1にすぎない。

抜書きの内容

本書は、革命前夜にみられた株式投機熱と財政難などの経済問題について国王および貴族名士会(Assemblée des notables)に訴え、その対策を求めたものである。まず、ペスタロッチには、そ

の冒頭にみられる次の問いが抜書きされる。「過去の教訓、啓蒙、反対者の事例 (*les leçons du passé, nos propres lumières, les exemples du nos rivaux*) は、わが国民になんらの影響もないものか。」まるで子どものように恣意的かつ自分中心で、一貫性と合理性を欠く場あたり主義は克服されているのか。逆に、現実には福祉にそむく障害が日毎に増加し、住民とその利益を十分にとらえず、原理や知恵は評価されなくなっているのではないか (p. 1f)。これは、1787年の時点でフランスにおける公債の乱発とそれが増幅する負債による国家財政の難局と限界や、増税が人心にもたらす目前の荒廃を述べたものであり、ミラボの攻撃的煽動的な雄弁は、主題上多々前後し重複するが、ペスタロッチはページを追って抜書きする。

重税は、「衰微する土地所有層と悲惨に焼きつくされる農民の双方に父祖伝来の所有物に新しい活力を与えんとして金銭を求める」ようにしむける (p. 5)。ことに農民は、本来、「土地と自然の眞の信奉者」 (*vrais créanciers de la terre et de la nature*) だが、彼らの必要は満たされていない (p. 3f)。また、「パリの人間の唯一の野心は金銭となり」、「首都パリの習俗、欠乏、生産、精神の影響は、フランス全土に拡がっている」 (p. 4)。そして、「金利の上昇、生産の減退、物価の高騰に追いこまれ、公営トバク (*loteries*) が人心をとらえひとは金をすっている」 (p. 6)。この緊急の事態に政府の側は、「沈黙し、もみ消し、しらばくれ」、かつ問題や犯罪を救う手だてもなく「運命的ともいふべき悪化」を抑えかねている (p. 6)。

この背後にいるのはだれか。国家と多くのプロの投機家 (*agioteurs*) にほかならない。投機家はその欲望で国家が支払う利子を喰いものにし、「嘘と欺瞞の戦いをすすめ、その分配戦利品のために競争する。もう思慮も知恵も謙虚もない。」しかもそこで入手されたものも失われ、さまざまの策略やニュースがひろがっていく (p. 7)。それは、まさに「病める過剰」 (*l'abondance malade*) というべきであり、結局眞実はおおいかくされ、ついには悪の重みでわれわれに新たな卑しさと非礼をもちこむ不吉なる経験家 (*fatale Empyrique*) の手におちる (p. 8)。

「私を恐れさせるのは無秩序 (*les desordre*) である。無秩序が人間を墮落させ、この大地を干上らせ、それにより自然という泉の水はかれる。無秩序が金の延棒に生じるなら…その結果として不幸は避けられない。この運命的ともいふべき結果からのがれんとしていかに根っからのエゴイストが手練手管をつくしその装いをこらしても、もはやなにものもうち建てられないだろう」 (p. 9)。「政府は、公共精神 (*esprit public*) を眠りこませて踏みつけてきた。この欠如こそわれわれの最大の欠陥である。公共精神や一般的なもののすべてを踏みつけ、普遍的道徳を嘲り、投機の問題点をふせ、かつそらせてきた」 (p. 12)。

上の抜書きにある「無秩序」、「公共精神」の概念や、「自然という泉」のメタファーは、あたかもペスタロッチには自らの思考の領分や発想を想起させるほど、ミラボとは類似するが、後者の立場はそれらを宗教的ドグマや人間学的帰結としているのではない。「(ひとが) その錯誤の道にあって個人的利益を追うのを私は望まない。その場所は哲学的作品 (*ouvrage philosophique*) にはなく、むしろ刑事裁判書記 (*greffe criminel*) の報告のなかにある」 (p. 16)。ここで問われる現実

条件は、本書の主題とペスタロッチの抜書きからいえば、経済問題を軸にした政治体制、中央と地方の問題、そこから生じる社会的不公正、道徳、犯罪の諸問題、さらにこれらについての論議の方式や教育の課題である。それゆえ、ここではじめてペスタロッチはKAにも収録されている次のアフォリズムを書きそえる。「自然はふたたび暴政と結びつく。自然の秩序」(KA10. 22)。

以上のような、ことばをきわめた論難は、ペスタロッチになお執拗にミラボーを追跡させ、次のような趣旨の抜書きをさせる。維然として投機を続行させる「組織」はどこにあるのか、パリにある。そこは「ペテンと浪費の場」であり、「投機の事情も経過」もいっさいは不明のままである。それにしても、金銭への欲望や投機への思惑の正当性がどこにあり、なぜひともものも混沌としてすべてを無批判に信じてその受売りをしているのか。こういった疑問を解くに必要な方法がまったく欠落している (p. 27)。

このあとミラボーの側では投機をめぐる若干の現実的理論的な問題へと視点を移しはじめる。「投機による金銭への罪深い鈍感さがすべての社会階層に毒を注ぎこむ。このため投機のための借入金など不要な者にも年率20パーセントの貸付金が強いられる。このような体制ではどうして通常の商業活動が成立しえよう」(p. 33)。また、「今日の貨幣や公債の価値は、パリの商習慣や商道徳のもとでだれによって決定されるのか」も問題にされる (p. 35)。

一般的な傾向としては商業階層も株式投機に自ら手をそめ破産して無一文になるだけでなく、金融の圧力にからむ倒産もありうる (p. 38)。手稿ではこの個所の欄外にペスタロッチは「資金なくしての商売、これこそ策謀というものだ」(KA10. 23)と書きこむ。株式投機は「森の闇のなかの旅人の手さぐり」に比せられ、良識も信仰の力も低下し、破廉恥と山師的狡知が表面化する。「株券の内部価値 (valeur intrinseque des actions) などあてにならない。」それは独占と算定方式によるペテンにすぎないからである。投機過熱への抑制措置も犠牲者を生み、それがまた新しい犠牲者をつくっており、もろともに破産するしかない。投機は、文字どおりの「戦略」であり、そこでの「盲目的投資家」は、「敵」と目され、その「打倒」がつねに期待されている (p. 38~40)。ペスタロッチはそこに見出語にあるように「スイス人」をみた。

このあとに続く3枚余の手稿は、筆跡からして妻アンナのものであり、ここでは東インド会社の株式取引が主な事例とされて以下のような内容が抜書きされている。ミラボーが、「それは商行為ではなくて投機だ」というと、投機家だけが、「ひとりが儲けると、ほかの者が損をする、それはあたりまえだ」と居直る。しかし、「それこそまさに窃盗の方法というものだ。」ひとは、「ゼロで百万も賭ける」ほどに、その有価証券を担保に支払能力一杯の20ないし25パーセントという高率の借入金を株式の買入れに投じている。それは単に「経済上の事項」ではない。むしろ実害が明らかになったからには、その元凶を遠ざけ、悪名高い高利率で信用取引をする銀行に対して営業停止の措置をとることが政府当局の義務である。こうやってミラボーは「投機地獄」を語ることばをもうこれ以上もち合わせぬとしてひとたび筆をおく (p. 41ff)。

ペスタロッチの抜書きには、フランスにおける財政難からくる金融資本の集中化や大規模化と、

それが助成する株式投資の過熱状況が中心内容だが、次のふたつの経済対策も問題視されている。ひとつは、テキストの脚注にみえ、彼自身も見出しをうっている「ジュネーブ」と現在の貴族体制のためにとられる方策が「ヨーロッパ人の目にはまったく信頼を失墜している」(p. 115) ことであり、もうひとつは、投機の一形態ともいべき公営トバクと、それが元来、イタリアから導入された間接消費税と結びつく問題点である。ことに後者は、現に「道徳をむしばみ、世の不幸の源泉となっており」、そこに生じる社会的混乱が支配階級にとってもその声望、権力欲をも浸蝕するのを見過していると警告し弾劾する (p. 117)。

かかる危機現象は、まさに「公的中毒」(empoisonneurs publics) ないしは「蔓延するペスト」(peste circulante) というべきである。その汚染は産業を衰微させ閉鎖的にし、真の秩序への嘲笑をもたらすであろう (pp. 56, 66f)。したがって、投機を禁止してこそ国民は救われ…、政府には失った尊厳が、権威には支配が、法には力が、再び与えられるであろう。かかる方法で公共精神が正しい軌道にのり、外には平和が保障され、家庭に内面性が復活する (p. 69f)。このような批判と提言が、抜書きにもそのままあらわれ、KAにも収録のある次のふたつの文章が登場する。「商人、商店主、手工業者がパリにかけこんできて投機家になっていく」(p. 85)。「政府は啓蒙 (lumières) を望む。しかしそれは論議あつてのことである」(p. 86f; KA10. 24)。

それゆえ、啓蒙は当局の一方的な措置ではない。投機は全面的に排除されるべきであり、自由契約は追放されるべきであろうか。否である。むしろ投機の弊害を確実に打破する手段として、出版の自由 (la liberté de presse) が必要である。さらにいえば、それによって株式投資がいかなるひとによっても広く問題にされ、異論のない形で「法的制裁の対象となるように進む公論 (l'opinion publique) 形成が必要である」(p. 120~4)。今や、大臣 (ministre)、官僚 (bureaux)、行政 (administration)、軍部 (armée) も、投機がもちこんだ当面の問題を放置しているために、市民 (citoyens) 全体への一般的保護、公共の福祉 (bien public) と自他の権利の尊重を欠き、アナーキーに陥っている。それだけにフランス国王とその王政機構の支配力の強化が求められ、かつそれは可能であろうが、現状におけるその機能不全は否めぬ事実である (p. 124f)。

なお、本書の性質からして最後の5頁では国王による民衆救済への要望が表明され、再びアンナが筆写した1枚半の手稿には教育問題としての解決が提案されている。すなわち、子どもが社会のなかの人間を敬愛するように、まず教育目標の原則を確立し、そのための理数能力や芸術的感性を育て、市民的義務の学習 (l'étude des devoirs du citoyen) が重要である。また、そのための教授法の確立や施設の設立もはかる必要がある。これこそ地方教育当局 (administration provinciales) による国民教育 (instruction nationale) の課題に他ならない。ただ、この教育論の部分には、ペスタロッチの見出語やアンダーラインなどはまったくみあたらない (p. 126ff)。

2. マイスター『社会組織の第一原理－現在の革命にふれて－』1790

抜書きの形式

この手稿 (Zürich Mappe 305X 66~71)は、フォリオサイズ9枚分にされたためられている。KAでのあつかいには、5頁余と他に比し収録の割合は高いが、それはペスタロッチの意見や論評、部分的に試みられている彼のドイツ語訳の紹介、マイスターの明晰な概念内容の抽出などのためだが、それでも抜書き全体のほぼ2分の1以上が未収録である。

抜書きの内容

本書は革命の勃発の翌年における匿名出版であった。抜書きではシェーネバウムのように情熱を抑制したトーンと筆跡で『リーニハルト』第3部の思想に似たものが示されている (KA10.67)。そこでは、1790年2月に識された序文の抜書きにもあるように、国民議会 (l'Assemblée nationale) がその権限への外部からの力や抵抗に会わぬとすれば、むしろ危険であり、「現代の哲学の傲慢」 (l'orgueil notre Philosophie) も思いのほか早期に「経験の教訓」 (la leçon de l'expérience) にたち帰るとみる。加えて、マイスターは「自らを弱小政党の味方におく」としている (序文 IVf)。

政治形式のいかんを問わず将来における繁栄の実現には、個人をその本質的同一性において把え、それを共同の利益 (un intérêt commun) で再統合 (la réunion) に導く必要がある (p.2)。この抜書きにペスタロッチは、「個人のよき状態と満足にはその従属を基礎とする」 (KA10.67)、と書きこむ。「自己保存と自己完成は、その能力、幸福、権利の最大限の形成によって可能になり、そこに全体社会の第一原則 (les premières lois de toute société) がある」 (p.3)。立法によるこの本質的目標の達成には、拡散 (disperse) と抑圧 (étouffe) というふたつの阻害条件を考慮せねばならない。それは「社会組織のすべての機制」 (de tout le mécanisme du système social) である。立法は社会構成員を一般性と特殊性で把える公権力 (force publique) の樹立を第一の目的とする (p.3)。そのさい個人を守り発展させるさいに生ずる抵抗 (résistance) とどの程度に正当な関係をもつかが問題になるが、公権力をもつ国家は、身体的生命の基本原則に似て、神秘的かつ不可解でもあり、その暴力性が見失われもする。しかし、王侯、司法官、さらには市民のいずれであれ、その権力性は原則的には生命の保持機能として働き、その限りでは差異はない (p.3f)。以上のような趣旨の、KAにおける未収録の抜書きには、あわせて3つのNマークと4箇所のコメントとがあるが、彼がそこで読みとったのは、政治的行為における権力を裏返した服従可能性との同一性であり、スイスにおける自由の小ささの問題点であった。

次に原テキストの主題は、社会体制から平等の問題に移る。先の原則と現実とにあっては、ひとはいわば平等であって平等でない。民衆の側からの、多数者の暴力に対して既存勢力の少数者は防衛し、多数者もその利己と狡知のためにしばしば少数者の利益を承認してしまうからである。そこに「自然的不平等 (l'inégalité naturelle) の障害を改善し、権利の平等 (l'égalité de droit) を樹

立し維持すること」を至上目的とする社会秩序には、その実現過程で陥るいわば自己葛藤は避けられない。社会を構成する個人に差があるとしても、その能力に応じ、その公共的事項 (*choses publiques*) に係わるのみである。最大限の平等 (*grande égalité possible*) は、早晩、専制か野蛮へ転落する (p. 7)。それゆえ、幸福の基準は人を共通の関心にむけて出会わせ連帯の輪を拡大強化するところにある (p. 7)。だが、全体社会に有効な個人の労働、技能、勤勉もただちに自然的不平等と市民的不平等とをもちこみ、スパルタのヘロート(奴隷)のごとき「おそれるべき不平等な方向」が「自由も平等もなき奴隷」として登場するしかない。「このおそれるべき基盤の上に何世紀にもわたる法権力の記念碑がたっている」(p. 8)。

ペスタロッチは、もし秩序ある社会にあって市民が単にその利害関心のために本質的なものの正しい把握を忘れるなら、当の市民のみならず国家も問題となることが理解されていないとし、それは「真理のなかの暗黒」だと書きこむ。彼自身、KAにも収録されているように、マイスターの語法に即しつつフランス語で次のふたつの文章を記している。「自然的不平等が結果的に市民的不平等をもたらす。ラケダイモンの市民の平等は、そこでのヘロートの奴隷化をもって成立しえた。スイス共和国の場合も事情はまったく同じだ」(KA10. 68)。「不平等なくしてよき競争も飛躍も生命もない」(KA10. 68)。

「もっとも合理的な市民法は、自然自体 (*la Nature même*) が示すものにつねに可能な限り従う」(p. 9)。「社会の階層差はひどいが(そこに弊害はない)、すべての階層は全体の共通利害に従い、素質、徳、才能、労働が蒙昧にして卑しき人間をも立派に教育できるという前提がある」(p. 10)。そしてペスタロッチは、KAにあるごとく、教育における個人やその能力の差、階層の差、あるいはそれを育てる意思のありかとその可能性を問う問題関心をしたため (KA 10. 68)、次のテーマ自由に移る。

その自由の把握には、まず、自然的自由 (*liberté naturelle*) を規定する必要がある。それは、「鋭くかつ深遠な哲学があたえるものを越えており」、同時に人間の「目ではとらええぬ実存意識を与える」(p. 11)。これに対し「市民の自由 (*liberté du citoyen*) は、公権力の強化を理性的に制御する」(p. 13f) ことにある。そこに市民がその行動にあって権威を無視し恣意的にもなる原因があり、政府は自らの弱点をカバーせんとして威嚇する。そのため帝国にあっては小国以上に自然的自由が増加する (p. 13f)。かかる趣旨をペスタロッチは少々変更して写し、最後に、「だから小国ではすべてを混同し、手紙などが開封されるのだ」(KA10. 69) としたためている。

テーマ所有 (*propriété*) ではマイスターの8頁分から次のものをふくむ7箇所が抜書きされ、その多さはペスタロッチの関心の大きさを裏書きする。「所有権の維持はあらゆる政治体制の最高の目標である。」「なぜなら、これにもとづいて社会秩序のあらゆる利害関係があるからである」(p. 16)。「この自由は、…われわれを保障する確固たる自己の所有権を法律に基づき決定する」(p. 16)。しかし、現に「ひとみな同様に貧しいというほかない結果は、なんと悲惨な平等であることか」(p. 21)。「あらゆる所有のうちでもっとも尊重され(かつもっとも神聖な)財産というべきは、

自由のそれであり、社会秩序の最大の関心にして、かつ公権力の最大の特質として保障されねばならないのは、所有権である」(p. 22)。「所有権の保護のもとで労働と良心 (*le travail et la bonne foi*) が快的な生計をたてうるようにし」、同時に公共の福祉にも寄与できる(p. 22)。

だが、このあとにはその2倍近いペスタロッチ自身のコメントが次のように続いている。問題は富める者と貧しき者の双方の所有の均衡をとおした社会的結合である。民衆の課題は、「法により」真の所有と知恵にむけた教育にあり、それによって所有とその拡大にむけての保障や展開が見出せる。また、「所有権の尊重こそ、住民のあらゆる豊かさと、社会や産業など発展の第一の根幹であり…、所有する者の財産の拡充が国家の財産とそれによる貧しき者への扶養手段を拡大する」(KA10. 69)と書き、独仏両語を併用したメモとして「社会秩序の第一の関心はなんであろうか。それは、人間ではなく物であるように思える」(KA10. 69f)、と記す。

上の問題に続く特権 (*privilèges*) のテーマにも、ペスタロッチ自身のメモが多く、それに応じてKAへの収録も多くみられる。特権は、個人的な所有や自由をめぐるそれと、名誉に関係する階層的なそれとの両面から扱われる。彼が特権を「貴族のいい分」としているように、いわば「平等の条件の不均衡や誤用に対置され、人類が負うべき聖なる敬意にも対置される」(p. 27f)。「富める権力者と同様に弱い者や貧しい者にも正義と保護を分ち与えることが絶対に必要である」(p. 33)。しかし、「貧しい者の権利を保障する法律は彼らには成果をあげていない。むしろ、生業の分野では教育する環境やこの生業の教育を保障する法律が必要であって、それこそが彼らを虚栄や膨大な富の所有欲から守る」(KA10. 70)。

安定 (*stabilité*) は、ペスタロッチ自身がそのフランス語で記すごとく、「市民のゆとりと幸福 (*d'aissance et du bonheur de citoyens*) の安定的関係」にあり (KA10. 71)、「ひとは幸福になるために暮らさなければならない」(p. 37)。そして彼は、マイスターが「恒常的かつ持続的な秩序からのみ期待しうる平等と確かな実存の確立をめざして担われてきた最良の組織がいかに発見されてきたかをみた」(p. 40)、という発言を抜き書きし、そこにふたつのNマークをうっている。

前項に続く公権力 (*force publique*) の主題では次の抜き書きがされる。「正統性の権威と行政上の命令との境界 (*les limites de l'autorité législative et du pouvoir exécutif*) を区別せよ。この両者を結びつけるところに専制に必然的な特徴様式がある。法の制定と法の執行とを歪曲すること、つまり立法と行政との境界を無視することで、公共的意思 (*volontés publique*) に無感覚な国王の大権を不公正にし、暴力的恣意、特殊意志 (*volontés particulières*)、一時的感情を放置してしまうのである」(p. 44f)。しかもペスタロッチは、第三身分の市民的道徳が革命によって「第三から第一に」、「貧者が主人になる」場合にも「危険」があるとし、あわせて自国ベルンの貴族政的旧体制にも危険をみる (KA10. 71)。

なお、同様に社会契約論 (*contrat social*) についても、抜き書きではその現実を「キマイラのごとき怪獣ではない」(p. 59)とするマイスターに沿いつつ次の一文を脚註から書き写す。「社会契約は、大衆 (*foule*) に対する少数者の多少とも合理的 (*raisonable*) で多少ともありがたい陰謀

(conspiracy) である」(p. 59)。

このあとの手稿は、原著における帝国、租税、軍隊、宗教等の、短くてテンポの速い主題変化に対応した様相をみせるが、習俗 (Mœurs) の見出しのもとに次の4箇所が抜書きされている。「一国の習俗と法との間には、いつも人間の道德原理と慣習との間の自然な関係がなければならない」(p. 85)。「習俗がもっとも直接に影響する法は、父と子、夫と妻、主人と奉公人との権利を規制する (règlent)。政治的自由の場を広く与えようとするほど、その分家庭の自由の制限 (restreindre la liberté domestique) がはじまる」(p. 86)。「いかなる方式であれ、主権なくしてはいかなる社会秩序も存続させえなかつたであろう」(p. 86)。「経験が示すように…確実にして助成的な教育 (une éducation ferme et sévère) が人間形成とその機能、能力の開発と性格への力の付与にはおむねもっともかなっている」(p. 86)。

3. ヘルマン・フォン・デア・ハールト 『コンスタンツ宗教会議審理』 1770

抜書きの形式

この手稿 (Zürich Mappe 305 X 97, 75, 74) の原テキストは、出版年は1700年、テーマは1414年の宗教会議、言語はラテン語であり、その抜書き作業は一連のフランス語図書と同じ時期に行われた。ただ、かかる異色の図書がとりあげられたのは、ペスタロッチにあった宗教史の著作計画のためである。この手稿は4枚、190行分だが、KAでは手稿の見出し語を中心に34行分が約2頁分で紹介されている (KA10. 72ff)。以下では、筆者が依頼したマルブルクの E. G. Lange 氏によるドイツ語訳を用いて手稿の全体提示を試みる。

抜書きの内容

「見解の相違にはしかるべき時の調停が必要である」(col. 3) (原文斜字)。

「汝は、急病の悪しき芽をその初期の段階で防がねばならぬ。駆け出さんとする馬もはじめはとめておかねばならない。とめていてこそ力がつくからである。ぶどうのふくよかな房が熟してゆく。ただの青葉も豊かな収穫となる。今、散歩する人に広い木陰を与えている樹木も、植えられたときは小枝のように小さく、人の手で地面から容易に抜きとれた。だが、今や途方もなく伸び、自分の力でしっかりと立っている」(col. 3) (原文斜字)。

「市場のミサ」(Marktmeß)

「教皇はひどく衰微し、それとともに天をさす教会も倒壊した。その骨組みもその先端も。教皇は世の痛みであり恥である。教皇がその朗々たる説教で知らしめたのは、数々の犯罪と悪業であった。ああ、シモン、聖遺物売買の支配。すべては金銭次第となる。神なき財宝が求められ、神を畏怖する正義はそこなわれている。教皇庁は世の悪という悪をすすめ、聖なる教会は不信仰で取引の場と化している。洗礼をとりもつ聖職の身分がこの取引の場で聖油を使い、恥ずべき仕方で商いをする。富める者が重んじられ、貧しき者が疎んじられる。最も歓迎されているのは大きな供物がで

きる者である」(col. 11)。

「**暴君**」(*Tyranni*)「なんと多くの**暴君**が支配してきたことか、そして今なおしていることか。彼らは**聖職**の権限も世俗の権力をも抑え、奪い、荒らし、分捕り、火をつけ、汝の教えとわが教会の神聖さを汚している」(col. 18)。(以下、" " は原テキストの見出語である)

「**異端の徒**」(*Heretici*)「しかし今や、**暴君**とともにキリスト教徒の名を喜びつつ、われらが信仰の神なき敵が登場する。それが**異端の徒**である」(col. 18)。

「**分離派**」(*Schismatici*)「**ダタン**と**アビラム**がその墓地からまたぞろ姿をあらわす。彼らは心やさしい人々が讃えるモーゼに反発した。これが**分離派**でなくてなんであろう」(col. 18)。

「**神なき者**」(*Impii*)「もし汝がその状態にあるなら次のようになれ。**善良**で**正しく**、**清らか**にして恥を知り、**さめていて聡明**、**慎み深く**、**柔和**にして**穏やか**であれ。汝は探す。だがどこにもない。それでも言おう。おお、汝は善き人、だだひとり**賢明**にして**聡明**な人、**聖なるもの**を**尊び**恥を知り、**純粹**にして**寛大な心**やさしき人を見つけえたと」(col. 19)。

「…わが子らすべては**盗っ人** (*raptoar*) である。**欲深く**ねたみがましく、**短気**、**異端者**にして(本質的に)**分離派**、加えて**暴君**である。彼らは母なる教会を傷つけ怒らせ**墮落**させる」(col. 19)。

「**民衆を墮落させる計画**」(*Confilia plebis pernicioso*) (col. 37)

「**知られざる選挙**」(*Electores incongrui*)、**ローマの民衆**」(*Plebs Romana*)「ついにそれ[**教皇選挙**]をもてぬ**民衆**は**教皇**に叫んだ、『**ローマの民衆**のための**選挙**をせよ、**ローマの者**を**教皇**にするか、**少くともイタリア人**を。…もし、**選ばれるにふさわしい者**が**選出**されぬのなら、**死の不安**へと転落するであろう』」(col. 38f.)。

「**バリ出身のバルトロメウスの狡知**」(*Bartholomai Barensis calliditas*)

「**ローマの貴族**が追放され、…多くの**高位聖職者**の賛意をえて、**市民**を含めた**都市ローマ**の**指導的人物**が**教皇選挙**をする旨**一致決定**された。**多数派**は納得できず、**積極的**ではなかったが、ある懸念から承認した。…のちに騒動が勃発し、**民衆**は**武装**した者とともに**山**を守り、**夜**を徹して**選挙場**の扉をたたきかつわめいた。『われわれは**ローマの者**か**イタリア人**の**選出**を希望する』と叫んだ。やがて**係員**が**民衆**とともに**開票**した。…**武装**して入っていた**民衆**は、**前回同様**、**怒り**の叫びをあげた。これをみたひとりの**枢機卿**が**大声**で言った、『**教皇**には**聖ペトルス教会**の方が**選出**されたが、それには**反対**する』と。そこで今回もまた自分の意に反して**司教**の任についた**ペトルス教会**の**デバルチッチ**は、**ローマの者**を**祝福**するどころか、**誹謗**しようとした。そして彼らを先の**バリ出身者**(**バルトロメウス**)のもとへさしむけた。…**バルトロメウス**はこうして**選出**されたのである」(col. 39ff)。

「**フランス**ではその**教会**の方式で**フォンディ出身者**〔**ジュネーブ**の**ロベール**〕が**選出**され、**クレメンス7世**となった。**クレメンス**の死後**ルーナ**の**ペトルス**が襲い、**ベネディクト**〔**13世**〕と呼ばれ、なおその地位にある。これについては次に述べたい。先の**バリ出身者**は**ウルバン6世**と呼ばれた」(col. 42)。

「つまりローマにはその内外からかくも多くの慣習、試練、戦争がもち込まれ、判明したものが報告され記録された。私〔著者ヘルマーニ〕が語っているのは、この事態にさいし常に登場する外国の王侯のことではない。むしろ宗教界の高位の者だが、王のように鉄の棒で統治するのではなく土の花瓶をこわすような彼らや教皇のことである。彼らは実際に人を殺し首をくくり、子女を奴隷にただけではない。ローマの町全体を奴隷にし、しかも暴君の奴隷にしたのである」(col. 43)。(この段落に二本のアンダーラインの N マーク)

「対立するものを結びつける方法」(col. 59)

「神が社会の対立を解決させる」(col. 60)

「聖遺物売買」(Simonia)「聖職者のなかで聖遺物売買の徒でない者などいるだろうか。教皇、枢機卿、大司教、司教、彼らすべては敬虔を欠き悪に染まっている。(すべての者は貢物を受取り、この世の財宝のために霊の国を放棄している。) ああ、聖遺物売買に反対し(撲滅するために)なんと多くのことが書かれてきたか。だが、それを撤廃せんとしても、現状に合わぬならなにを書きなを語ろうと効果はない」(col. 60.)

「高位聖職者の傲慢」(col. 64)

「キリスト教徒の貧しさ」(*Paupertas Christi*) (col. 64)

「ああ、すべての聖職者のなんという奉仕精神」(col. 65)。

「教皇陛下…どうかご教示を賜りたい、一体なにが金を食わねばならぬのかを。ご覧いただきたい、われら貧しき者は飢え渴き着るものもなく苦しんでいるのを。それにあなたからのお恵みも少なく、役立たぬのも同然なのを。あなたに(その貴い血で)救われた者も今や死なんとしているのを」(col. 66)。

「アマラキア」(*Amalachia*)「(私の希望は教皇らが)聖アマラキアの生涯(その性格、その人生の処し方)に倣ってくれることだ。その意欲があればできる。大司教コンラッド3世のときがそうであった。…彼は転換の第一日目から財を捨てて生きた」(col. 66f)。

「フスに書き添える事項」

「さて、以下では錯誤と異端の項目にふれねばならない。」

(以下、48まで原文斜字)「1. 先にのべたプラーハの異端者が擁護するジョン・ウィクリフは、パンとぶどう酒の實質は聖別のあとも生きつづけるとした。2. パンのもうひとつの特質は聖別のあと具体的対象と結びつき持続するところにある。3. キリストは、秘蹟にあって事実や現実となることが本質的なのではなく、また本質的に肉の形をとってあるのでもない。4. 福音書には、キリストがミサを導入したという根拠はない。5. 死罪の状態にある司教や僧侶は、なんらの聖別も洗礼も授けていない。」(col. 123f)

「6. もし人が錯覚にもとづく悔い改めをしているのなら、外に向けた罪の告白(*confessio*)など余分で効果なきものである。」(以下、39まで col. 125f)。

「7. 神が悪魔(*Diabolo*)に従うように勧めている。」

「10. もし高位聖職者が、自分がすでに神による聖体拝領 (Excommunicatione) をしているのを前もって知らぬのなら、なにびとにもそれをしてはならない。」

「14. 聖職者が世俗の財をもつのは聖書に反する要求である。それが聖書は使徒の教えだといわれるゆえんである。」

「16. ひとが現に死の罪のなかにある限り、いかなる者も世俗の君主、司教、聖職者でありえないと要求すること。」

「17. 世俗の君主らは、その判断で教会の悪業から世俗的財産を入手できる。」

「18. もし君主らとその錯誤にひたっている場合、素朴な民衆はその判断でそれを修正できる。」

「19. 十分の一税 (Decima) は、純粋な喜捨 (eleemosyna) である。」

「20. 教区の信者は、その魂の後見人たる者の死の罪ゆえに十分の一税は納めなくてよい。望むなら別の税でよい。十分の一税は純粋な喜捨であるから。」

「22. なにかの修道団 (ordinibus Monachorum) に入っている者が、…神の契約を尊重する一方で、不適格で無用なこともおこっている。」

「29. ローマの教会〔教皇庁〕は、サタンのユダヤ人教会 (synagoga) である。」

「30. 教書は黙示録的書簡であり、(キリストの) 信仰からは遠い。」

「31. 聖職者がこれ〔教書〕を研究するのは愚劣である。」

「32. 皇帝と世俗の君主らは、神の教会に世俗の財を供するように悪魔に誘惑されてきた。」

「36. 教皇や司教の贖罪を信じるのは愚かである。」

「39. すべての宗教団体は例外なく悪魔にひきこまれてきた。」

(「46. 聖職者を富ませるのはキリストの命に反する。47. 教皇シルヴェスターと皇帝コンスタンティヌスが教会を整備したのはまちがいであった。48. 君主と世俗の領主は、聖職者には財をとりあげ、世の民衆には財を放棄するようにいつてきた) (col. 126f)。

このあと KA にもある (KA 10. 73f) ペスタロッチのドイツ語文章は次の原テキストに対応している。「(イエスの) 体から衣服の聖遺物をとること。(それゆえ) 体の灰と裁かれた者の衣服が集められライン河のまんなかに投じられた」(col. 171)。「フスの信奉者たちは彼をたたえてこう歌った。『それこそキリストの名においてその血を知った殉教者である。』彼自身はイエスをたたえ、〔焚刑に処した者に〕こういった。『汝は火を使ってわれを調べた。だが、わがうちにいかなるあやまちもみつけえなかった』と」(col. 182)。

4. カトー 『スウェーデンの一般表』 1790

抜書きの形式

この手稿は先の3編と異なり冒頭部に "Notata、(ノート) と記され、後の5, 6, 7と同じグループ (Zürich Mappe 305 X 9~52) に入る四つ折版サイズの5枚分である。ただ、これとひとつ

の雑誌からの一論文の抜書きおよびアフォリズムをふくむ合計8枚分は、現在、チューリヒ中央図書館が所蔵する『読書ノート』関係の手稿にはなくて東独教育科学アカデミーのアルヒーフに属し、また、見出語の右側記入、論評や書きこみのなさ、皆無のNマークなどの点で他のものと異っている。さらにいえば、この手稿は、カトーのいわばスウェーデン史のフランス語原書の第5章と第6章の部分がペスタロッチにより意識されたものであり、その上、シェーネバウムによる該当箇所全体が仏・独両語で示されKAで完全に参照できるものに属している(KA10.205~209)。したがって、以下では手稿に該当するフランス語原書の箇所と見出語とを示すにとどめる。

抜書きの内容

「国家体制」「いわゆる国民の福祉の基盤である国家体制がスウェーデンほど多くの変更や改革を経験し、かつ動揺し不安定だった国は少ない」(p.55)。

「身分間の調和」「かつてそこにも国王、元老院、議会(monarque, sénat, Etats)があったが、粗野にして野蛮な慣習がこの三つの力の中に本来のあるべき調和(harmonie)を壊した。カルマルの会盟(l'union de Calmar)において憲法の意味は完全に失われ、この不幸な時期に無政府状態と専制とが交替をくり返してきた。しかし、スウェーデンにもよき時代はあった。グスタフ1世が王位につき、権力者の支配力は追いつめられ、暴政も姿を消した。国王が主権をもち、元老院はそのもとで補佐機能をはたし、議会は重要事項のあるさいに召集された。」

「保障法」「グスタフ・アドルフが即位して国民代表に保障法(l'acte d'assurance)を約し、その皇太子もルター派の宗教を維持した。法、税制、政治同盟の改変は国会で議し、戦争、和平協定なども審議事項にすることを約した。さらに四つの階級がその特権を保持し、刑罰は法律に基づく裁判をとおしてのみ下しうることを確約した。」

「貴族」「しかしその後生じた羨望や不満は、権限をもつ国王を有利にした。彼は貴族(noblesse)に対してはそれより下の三つの階級を味方につけ勝利をえるとともに、1680年には絶対主権を獲得した。」

「彼〔カール11世〕は、国民の権利の侵害と苛酷を和らげ、産業と商業の開花や法改正を大胆に実行した。」

「専制」「…その皇太子も全力をつくしたが、その意思は自己本位であった。そのため国民を不幸の淵へ落しこむことになった。」

「スウェーデンのアナーキーの姿」「裁判は裁判所において裁判官および陪審員のもとで行われたが、敵意と憎悪が生んだ死刑判決もみられた。」

「国王の影響力は弱まり、力の均衡は消失した。その恣意は明確かつ持続的な法の影響力を理解せず、利害も全体の福祉のもとに統合されなくなった。ふたつの対立政党が、ひとつはフランスのジロンド党とジャコバン党に、もうひとつはイギリスおよびロシアに支援され、多少ともその指導者の指導力に応じながら交互に優勢をくり返した。王室もこれら二政党の間で動揺し、双方とも他に対しては憎しみの対象となった。議会は戦いの舞台となり、対立感情がうごめいていた。行政に

あっても混沌が支配し、国民道徳はそのエネルギーを失い、議会では一方の立場は他方のそれを拒んだ。元来、柔順、公正、忠実であったスウェーデン人は、陰謀、買収、反抗へと精神的萎縮をしてしまった。」

「貴族制」「この温厚な山地住民は、真正の機関のもとでの国王の自由裁量を要求した。」

「自由」「第5条、真の自由 (*la vraie liberté*) は、国王の維持に必要な場合には、可能な限り自主的に譲歩することである。スウェーデン国民は、その権利につき国王と協議し、合意と拒否のなかで統一点に向かわねばならない」(p. 73)。

「政府内部」「一定規模の国家の内務行政 (*l'administration intérieure*) は、複雑な機械に似ており、その状態は十分に見通しにくい」(p. 83)。

「宗教改革」「宗教改革 (*réformation*) 期に精神はよく啓蒙され、教会の誤謬を追跡できた。しかし粗野な習俗とキリスト教における有害な偏見を排し、柔和かつ平和的な性格を導入するには啓蒙は不十分であった。もちろん当時ひろく支配した熱狂は、信仰を確たるものにする重要な儀礼 (*un culte dominant*) でもあった。…だが、その歴史が示すように多種多様な信仰共同体が互いにすべての国におけるすべての人間らしさを求める崇高な権利は拒否されたのである。」

「出版の自由」「われわれの解決になお次の一点を加えることを国王は承認した。それが出版の自由 (*la liberté de presse*) であり、それを単に他の諸宗教の原理の擁護をねらったり、あるいは自らの宗教と戦わせたりする著述とは無関係だとした」(p. 106)。

「子殺し」「子殺し (*infanticides*) の数は、いわれてきたほどには減少していない。」

「裁判官」「裁判官 (*juges*) は、法の本質にもとづき厳正に審理を進めなければならない。罰と罷免に脅かされ、自己の利害と気分で法解釈をしてはならない。もしひとりの市民がその生命と名誉を失ったことに裁判官がなんらかの形で責任があった場合には、彼自身が市民から審判を受けることになる。」

「司法長官」「司法長官 (*chancelier de justice*) は裁判官を十分監督しなければならない。裁判官がその任務に違反するなら罷免されねばならない」(p. 86)。

5. アンクテル 『ルイ14世 — その宮廷と王 —』 1793

抜き書きの形式

文書・文芸アカデミーの編さん員アンクテルによるこの『ルイ14世伝』は、22種の伝記、回想録、書簡・資料集、証言などで編まれた年代記であり、その使用資料については、第1巻のはじめに48頁にわたる解題をもつ。本書は全4巻総計1600頁にも及ぶが、そのうちペスタロッチには、1675年から1711年までの時期をあつかう第2巻と第3巻が読まれ、手稿 (Zürich Mappe 305 X 91~30) は八つ折版サイズ21枚に抜き書きがされている。その第1枚目にはタイトルなど通常の書誌的事項の記入はなく、同じ紙面での、F. Schiller の『中・近世の注目すべき反乱と陰謀の歴史』(1788) か

らのわずか6行分のあと始められ、終結部も C. Bahrtdt の『自伝』などがそのまま続いている。この点からしても彼が全4巻を読んだとは考えにくいし、その字体、行間等からおしても複数冊をまとめて抜き書きしたと考えられる。KA に収録され紹介されているのは、ペスタロッチによる見出語のすべてとドイツ語文章を中心にした箇所であって、全体の約5分の1の量である。

抜き書きの内容

今日までに約6500通の手紙が確認され、再三の自伝的著述をしたペスタロッチだが、『読書ノート』では他人の自伝ないしそれに類したものに強い関心を寄せていた。たとえばフランスの図書が読まれる1792～3年にかけて、C. Bahrtdt, Thomas a Kempis, A. v. Knigge, J. Zimmermann などのそれが読まれたが、このアंकテルの『ルイ14世』もそのひとつにして、かつ唯一のフランス書である。また、本稿での他の図書が経済や社会を中心主題とするのと対照的に、本書はアंकテルによる歴大なエピソードの集積のなかで、権力、社交、信仰、教育など、総じて社会的行為の考察の書であり、ペスタロッチ自身そこではひとりのモラリストとなっている。

まず、手稿の冒頭では KA の校定者が紹介しているように (KA10. 211), 「没落する貴族」, 「オルレアン公」, 「貴族の没落の原因」の見出語のもとに原テキストの終末部の一部が用紙の余白を利用するかのごとく写されているが、次の用紙ではじめに戻り王侯をめぐる次のようなエピソードが記される。ルイ14世がいかに自分の体面にこだわっていたかは容易に理解できる。彼にはそれを断ち切りがたく、そのために自分の子どもの正嫡性 (légitimation) を神秘化し、あわせて婚外出生の子をかくすという弱点をさらしてしまった (t. 2, p. 1)。ことにもうひとつの事例では、オウビーヌ伯 (de Aubigné) には宮廷人の間で次のような風評がたった。「彼は大へんな道楽者、自由信仰の徒、逸楽者」にして、「快活で想像力が豊かだし、ユーモアの機転もある。」また、貴族の宗教団体 (Communauté) で自分の信仰の深さを示すべく、身内の者をいいくるめそこへ入れようとした。このように彼には行動と心理の振幅は大きく、そのため彼は聖シュピルスの教会組織に閉じ込められようとしたが、姿をくらまし、ついには看察のための側近までつけられた。サン・シモン (Saint-Simon) がその有名な回想録で評しているごとく、彼はひとの噂を気にとめぬいわゆる「お人よし」(bonhomme) にして、かつ唾棄すべき「小者」(bonhommie) であった (t. 2, pp. 35ff, 31f)。

上の例にみられるように、「地位の高い者 (les gens de qualité) は、しばしば不満をもらし、大声で訴えるものだ」(p. 49; KA10. 212) が、「つねに宮廷に目を向けざるをえない」陸相ルヴォア (Louvois) がその軍事上の調達のためにとった苛酷さは、「二倍三倍の人頭税に匹敵する」兵役にもみられた (サン・シモン — 以下、抜き書きにはないがアंकテルの原書に記載する典拠をかつこ内に示す) (t. 2, p. 50ff)。

ペスタロッチの抜き書きは、このあと上のように権勢家の裏面をみることから転じて、いくにんかの婦人像をとり出す。まず、「毒」の見出しをもち、1680年におこった事件がセヴィーヌ夫人 (de Sévigné) の書簡にもとづく証言で次のものがある。「このふたりの女たちは、飲料、油、香油を商い、ひとの将来に予想や予言をした。(彼らはその能力で出自のちがう大勢のひとを宮廷や町か

らひきよせていた。このため警察当局がその集まりに注目するところとなり、) その家は陰謀家や女たらしのたまり場とみられた。その商いが健全で有益なものに限るどころか、悪習に染まった人々がそこに入り出しているのが判明した。たとえば、満たされざる恋、長すぎた結婚への不満、競争相手への憤懣、金銭への燃えるような欲望、待ち続けてきた遺産相続の場合など、これらに人々はそのいわば女の兵器庫にある危険きわまりない武器をみついていた」(t. 2, p. 69f)。

つづいて、上のものと対象的なごく短い次のふたつの文章が抜書きされ、「教育」と見出しがうたれる。ひとつは、ボートヴィユ夫人 (de Boutteville) がその夫の死後、「悲しみに深くうち沈み、自分の子どもの教育にはほとんど係われなかった」(サン・シモン) (t. 2, p. 74) ことである。もうひとつは、この作品でペスタロッチが最大の関心を寄せるマントノン夫人 (de Maintenon) についてラ・ボーメイユ (La Beaumelle) による伝記に依拠して次の文章を写す。王のもとでの伝言にあつて、「マントノン夫人というひとは、時期というもの十分にとらえていたばかりか、それを表にあらわさずにおく力をもったひとであつた」(t. 2, p. 84)。それゆえ、「印象」、「幸福」、「衣装」の見出しが示す次ような面がとりあげられる。すなわち彼女は思慮深く、「(40歳にして処女を失い〔ルイ14世と結婚して〕、それが成熟した気品と印象深く控え目な威厳へとかわらせた。) 彼女は自由な快活さやナイーブな陽気さを極度に抑制していた。(この点はその親からきていた。母親には生涯二度しか抱かれたことがなく、他の女性たちをもてあそんだ国王すら、その好意をみせるしるしを儀礼の範囲にとどめたといわれている。…他のひとは違うきわだったその容貌と高貴の生まれに加えて、その自発的な善意があらゆる富にまさる名誉だといわれていた。事実、彼女はきわめて自然で、自分にそういうものをまったくもたぬひととても、彼女のきわだったところに気づいていた。マントノン夫人が身につけるものは、きわめて質素であり) その質素がそのエレガンスであつた。…その衣服にはおちつきがあり、それが美しくみえさせた」(t. 2, p. 85ff)。

宮廷の女性たちは、「こういうところでの気晴らし (l'agitation) が定めなき人生というものだ」(セヴィーヌ) (t. 2, p. 89 ; KA10. 212) と考え、そこでの一連の瑣事にもその生活が作りあげた「秩序」があり、ペスタロッチの見出しにみられる「瑣事の達人ぶり」(Kleinmeistry) や「影響」があつた (サン・シモン) (t. 2, p. 91 ; KA10. 212)。また、「モンテスパン夫人 (de Montespan) はひとはばかりとくなくライバルの悲運をよるこんだが…男の側では自分の放蕩にいつも知らぬふりをしてきているマントノン夫人の方に好感をもっていた」(ラ・ボーメイユ) (t. 2, p. 107f)。かかる女性模様はほかにもみられた。「ブリー夫人 (de Bury) はよく気がつき、ふるまいの立派な、すぐれた徳と親切さの持ち主であつたが、…(シュヴァン嬢 (Choin) という自分の姪を連れてきて王女の側女にならせようとしたが、カイユ夫人 (de Caylus) のいうように) どころでもすぐそれとわかる嫉妬心の持ち主だつたにちがいない」(サン・シモン) (t. 2, p. 109)。「こうして30年間の友情 (amitiés) は日毎に失せていった」(ラ・ボーメイユ) (t. 2, p. 111)。これらがペスタロッチの洞察を誘った「そばづかえ」(Dienste)であり、「友情」(Fründschaft)の様相である。

類したことは宮廷の男たちの間でもこと欠かない。「その枢機卿 [d'Estrées] は、かなり偏った

性格の持ち主で国事には精通していたが、それについて自ら口を開くのを好まなかった(サン・シモン)(t. 2, p. 125)し、ひとは、「大臣にでもなろうものなら尊大となりうぬぼれ無慮になった」(マントノン夫人書簡集)(t. 2, p. 128)。また、ペルティエ氏(Pelletier)は、人柄謙虚にして出身は名門、ひじょうに勤勉だったが、彼には財政分野の任に必要な厳格さが欠けていて不適當だという声が出たとき、ルイ王は「国民への厳格さよりも自分への忠誠と勤勉さを求める」として解任しなかった(マントノン夫人書簡集)(t. 2, p. 129)。「かかる墮落した人間は快楽を信じやすいが、徳などは信じていない」(ラ・ボーメイユ)(t. 2, p. 130f)。これらがペスタロッチが見出しにうった「宮廷人」の「無慮」という「悪徳」であり、「バランスと偽善」(gravete et hypocrise)の感覚である。

上と対比してマントノン夫人をめぐるペスタロッチの抜書きはなお続行される。彼は、彼女が示した「名誉」よりも「現実の善行」への献身をテキストの「慈善」にかえて見出語のごとく「知恵」(Weisheit)とみなした。それは彼女が国王ルイのもとでモンテスパン夫人との確執の苦しみに耐えつつ、優しさと配慮で伝育に専心していたからである。ペスタロッチはその状況を「つながり」(Verbindungen)と見出しにつけ、部分的な省略をしながらもかなり長い抜書きで次のように示している。マントノン夫人は「嫉妬と報復の感情を超越し」、不興をさそうものには「平静さ」を、反応をみるためにその耳に入る噂には「分別」をもち、王の前では「平静と明るさ」をもってふるまった。彼女の「信仰の厳しさが気持の昂ぶりを抑制し」、むしろ王には「慰めと力づけ」に務め、王の側は「彼女の寛大さに感謝した」(ラ・ボーメイユ)(t. 2, p. 138ff)。

ただ、ペスタロッチには、こうしたマントノン夫人への絶対的ともいべき賛美が抜書きされるが、順序は前後しながらも1枚あとの手稿では、彼女が、王は自己抑制を欠いていたのでなく自分を低くする必要を理解していなかったただけだ、という発言(t. 2, p. 160f)と、「習俗、習慣、傾向が大きく変わると、ひとびとは自分が別の国にいるとを感じるものだ」、というアंकテルの記述を併記している。

それにつけてもマントノン夫人とペスタロッチとの両者には共通する心術がある。「あらゆる徳のなかでももっとも重要な謙虚さ(la modestie)」(t. 2, p. 141)こそ、「なにものも享樂せず、むしろ仕事のみが楽しめるためのつながりの核心(un centre de réunion)」(t. 2, p. 142)である。そこに彼の方は「主婦」(Hausfrau)と書きつけ下線をひく。彼は、アंकテルの強調する彼女の「犠牲」(sacrifice)には、「よろこび」よりも「苦難」をみとめ、彼女が1684年その兄弟にあてた手紙で高い家門の者にみられる地位を追う心や破廉恥か、さもなくば「幼少時から慣れきった倦怠感」を不幸だというのをひき写す。マントノン夫人のすべては「自由の放棄であり自然な状態である」(la perte de la liberté, est pour elle un état naturel)(ラ・ボーメイユ)(t. 2, p. 144)。それが彼には「高貴さ」(Hoheit)にほかならず、この箇所には、きわめて珍しい上下それぞれに二本線のあるNマークをうっている。

以上のような、宮廷社会にあつてのいわば権力と徳のテーマは、この第2巻の後半以後ではサ

ン・シモンの証言などを多用しつつ信仰、宗教、権力の問題や、わけでもマントノン夫人の女子教育論へ関心を強めさせていく。デュミエール元師 (d'Humieres) は死の床にあって自分にはきわめて重要な三つの問題に苦しんだ。自分の仕事、健康および魂の救済 (affaires, santé, salut) について十分に考えてこなかったというのである (サン・シモン) (t. 2, p. 171)。見出語「宗教上の立場」(Religionsgesichtspunkte) でも、ジャンセイストはジェスイットの主張する自由良心の優先の前に後退を余儀なくされ、ユグノーによる教会への敵対を告げられたルイ14世は、それを自己の権威を脅かすものとみて反応した。それが権力にとっては改革派や市民勢力が提起する宗教的政治的な自由への恣意的な対策をたて混乱を招くことになる (サン・シモン) (t. 2, p. 177ff)。権力の恣意のなかで王と従臣のもとでの地位の配分をめぐる偶然や内情も露呈された。従臣は、王が一瞥するだけの部署配分リストを拒否されるたびに用意した代案を提示し、双方とも窮して、結局は当初案に戻る (サン・シモン) (t. 2, p. 177f)。これが見出しにある「役人のやり方」(Manage der Beamten) にほかならない。ヴェルサイユでの国王ルイの祝祭ににあっても、国民全体に必要な「よろこびと自由」などはなく、宮廷の若手には「粉飾と退屈」もちこんでいた (レブール) (t. 2, p. 199)。また、「国王個人の感受性」(die personale Empfindlichkeit der Großen) があった。その結果、気にいらぬ従臣を追い落とすやり方がとられ、ひとは王や政府への不信の言動に目を光らせ、それがいとも簡単にひとりの男を破滅させてしまうのである (サン・シモン) (t. 2, p. 203f)。

一方、マントノン夫人の教育論からは「民衆の教育」(Volkserziehung) としてかなり詳細な抜書きが進められる。「…彼女が求めたのは、…多少の差はあれ年若い女子に家庭での良き母親 (bonnes meres de famille) なるべく、敬虔、社会的道徳、家事 (piété, vertus sociales, travaux d'économie) に精進し努力させることであった。(その本質は、彼女がサン・ルイの女子修道院長に宛てた次の手紙にもみられる。女性が個々の内的なものをよく秩序づけること (à bien ordonner les détails intérieurs) とその習慣化が望まれた。)『もし、わたしどもがこの少女たちを教育しようとして、単に保護者顔をしているのなら、その将来にはなにも期待できませんし、儉約ばかりを教えだめにしてしまいます。忍耐が大切です。長い時間をかければその分ひじょうに有能になるとはかぎりません。私はこのひとたちを助けまわりのひととともにそれに自分を捧げてきました。このひとたちを助けようとする私の努力が、もしさらに自分以外のひとにも拡がるのなら、自分もなんなりと推し進め世話をし、心からそれに仕えるのになんの躊躇もいたしません (…servante, pourvu que tous mes soins leur apprennent à s'en passer)』(『』内原文斜字、付点部分は手稿では下線) …この基準が学校でも家庭でも大切であり、それによって一時的なものは精神的なものに屈するものです。福祉への配慮や宗教施設の繁栄もつねに関心を放棄して (par le désintéressement) こそはじめられるのです」(マントノン夫人書簡集) (t. 2, p. 212ff)。

ここでペスタロッチの抜書きは、本稿冒頭にあげたファクシミリ版が示すように、そのあとの原書の2行分を除き約150頁分からはおこなわれず、第3巻に移りながらも第2巻からひきついで教

育論への注目が続けられる。そしてまず、時代を代表する教育思想家フェヌロン(François de Fénelon)と彼が伝育にあたったルイ14世の孫ブルゴーニュとの対照的な性格特性に興味もたれる。「彼〔フェヌロン〕は明晰な理性をもっていた。いいかえればその理性は、あたかも水道のカランのごとくあらゆるものやひとに正確にあてはまる量と質を出していた」(原文斜字)(サン・シモン)(t. 3, p. 6)。ペスタロッチは一方に「精神の俊秀」を、他方に見出語にしているその弟子の「社会性の自然状態」および「右や左がわかる前の、人間のしなやかさを欠いた結果」を対比しつつ、次のような文章を抜書きする。「ブルゴーニュ伯は人を震えあがらせる原因となる生来の不徳(défauts)をもっていた」(サン・シモン)(t. 3, p. 8)。自分の気にそまぬことには、「時計がそうさせたといってこわそうとし」、「計画どおりにいかぬと降っている雨にまで毒づいた。抵抗は彼を怒らせ、激しやすい気質は禁制に対しても衝動的にたちむかっていった。彼はその狂暴な情念を充足しようとし、おもしろいことをするにも鋭くはあったが、そこには精神の豊かさよりも残酷なイロニーをただよわせていた。彼の元気のよさも粗野にかわった。(…彼の最大の危険は、人の弱みをつかみ、それを自分の師にまでも危険で単純な質問をするごとき、軽率さよりもむしろそのもとにある傲慢さ(orgueil)にあった)」(サン・シモン)(t. 3, p. 8f)。

この事例にみられるフェヌロンの不幸や教育論と教育の問題現象の抜書きは、逆にまたも「マンノン夫人によるサヴォア¹の王女の教育」(Erziehung der Prinzessin von Savoie durch Mentenon)に引きわたされる。教育にあたって彼女は、「その悲しみを自分の顔に出しもしたが」、同時に「彼女の放つよろこびには自分がそれを満たし刺激し、これまで以上に充足しているところにもみてとれた。」子どもの間に入って「ひじょうにしっかりした教授(leçons les plus solides)で精神を刺激した」(付点部分は手稿下線)(ラ・ボーメイユ)(t. 3, p. 47f)。このことをペスタロッチは、「ここにその若干の基準がある」と書き加え、彼女自身が手紙のなかでしたためているのを次のように写しとる。

「神の前でのおそれ(crainte)は知恵のはじまりであり、神への愛は律法の充足にあります。……世俗の書物(Livres profanes)は傲慢を養い、それがひろがるにつれわたしたち女性には有害(dangereuse à notre sexe)となります。(ひとはおそろしくまた不幸なことに簡単に悪徳の手におち、自分でそこから離れにくくなります。)聖書は、(教会を愛し、司祭さまを敬い、位高い人々を守り、)だれかれの区別なく不幸な人を助け、心寛く、善を積むよう呼びかけています。(もしあなたがたが自分の知る人は守り、知らぬ人でも自分の利益になる人なら助けるというのでは、正しくありません。新奇を避け教皇さまの座のもとにつながっていなさい。なぜといってそのお方こそ統一の中心であられるからです」(原文斜字)。同様にまた、彼女は次のような助言をした。「(全き幸福などを期待してはなりません。そういうものはこの世にはありませんし、たとえあるとしても宮廷などにはまったくないのです。偉大なものは考えられる以上におそるべき闇の面をもっています。それがひとの夫の手にかかっているといって腹をたてたり恥じるのも止しなさい。そのひとこそあなたがたの最良の友人、唯一信頼できるひとであるはずです。結婚のなかに全き安らぎ

を期待してはなりません。もっとも善き人というのは、優しさと忍耐で他ひとのことを悩み受けとめうるひとのことです。) 自分の従属をおもてに出さずに従順でありなさい」(原文斜字)(マントノン夫人書簡集)(t. 3, p. 48ff)。

この手紙はさらに続き、「賢明な人」(Ein Weiser)の見出語とNマークをつけた次の抜書きとなっている。「王女の立場にあるひとは決して党派的(parti)であってはなりません。むしろさまざまな方法で平和(paix)をつくりださねばなりません。(国を愛しなさい。その支えである貴族を愛しなさい。民衆を愛し、所領地を守り、仕えのひとを愛しなさい。豊かになりなさい、しかしなりすぎではいけません。…両親を愛しなさい。フランスだけがあなたの祖国であるべきです。あなたがフランスを愛するに応じ、フランスの方でもあなたを愛し返すでありましょう。あなたに支援を求める請願には共感を示しなさい。) 奉仕できるというのはあなたの状態である従順と真の償いのおこないなのです」(原文斜字)(マントノン夫人書簡集)(t. 3, p. 52)。

上の手紙のなかでペスタロッチが抜書きから除外した部分には、たしかに現実の政治的社会的な体制へのかなり保守的な発言もみられる。それだけに彼はふたたびアングテルがふれた彼女の手紙から「国家の狡知」(Staatsklugheit)とつけた次の言明を写しとる。「異教的なものを愛し、同時にあやまちを憎むのはだれにとっても至難です…でも私は平静です」(マントノン夫人書簡集)(t. 3, p. 83; KA10. 215)。これでもってマントノン夫人をめぐるエピソードや教育観の抜書きは一応おわる。

このあと、また、数人の王侯貴族の問題的な行動やその心理が抽出される。まず、「風刺精神」(Spottgeist)の見出しをつけられている、ルイ王の信頼をうけていた將軍ラウツェン伯(La-uzun)の裏面がかなり長い抜書きとして登場する。「この男は他人に苦痛を与えてよろこび、その不安のうさ晴らしをするような男だったが、本人も自分をたえず苦しめる痛みを胸中にかかえていた。彼がもっていた富も彼が失ったものに比べればもの数ではなかった。」退役後40年以上たつて観兵式をみたとき怒り狂い、80歳をこえていて元帥になりたいと申し出たりし、(毎年、自分の不運記念日(d'anniversaire du jour de son malheur)なるものを決めていたほど、いつも悲嘆し夢想し孤独だった)」(サン・シモン)(t. 3, p. 98f)。

次は、「怠惰な」(träg)という形容をペスタロッチがはりつけているルイ14世の一面だが、「彼にはぬぐいようのない頑固さという非難があり、無関心(indolens)に傾くという典型的な欠陥があった。再度新しく考えなおすよりも一度決めた考えから出ないでそれを優先させていた」(ダルジャンソン)(t. 3, p. 135)。さらにモンテспан夫人の場合が続くが、「彼女は支配欲が強く、傲慢にして、人を抑え悔るところがあった。この美貌の主は従臣と係わるときもすべてを自分本位にとらえる欠点に染っていた」(サン・シモン)(t. 3, p. 166f)。

ところで、ここに一貴族のことをいいながらも、「えがき方」(Gemahldkunst)の見出し語が示すように、次章6. のヴォルテールの百科全書の項目での「著者」のとりあげ方と似て、ペスタロッチにはその重要な問題関心のひとつを語る特異なテーマが抜書きに登場する。「ドーフェ公

(Dauphin) の城中では (多くの) 陰謀があった。サン・シモンはそれをわれわれのために描いてみせようと努めた。しかしこれとちがっていたのがレッツ枢機卿 (Rets) の場合だった。大舞台をしつらえ一目でみてとれるようにしていた。〔以下手稿下線〕人間の集団に適切な場面を与え、それにふさわしい機会を設定している。すべての人物を一定の性格特徴をとおして描き、それが再確認できるようにし、動機 (motifs) や性格 (caracteres) で情況のもつれをといてわからせる方法をとった。このためその表現ではすべてがはっきりし、動き (mouvement) があるようになっている」(サン・シモン) (t. 3, p. 175)。

このあとの数行は KA にも収録され、ひとつはスペインのオルレアン公 (Orléans) の軽率さと無思慮をあげて「国家精神の主たる欠陥」とし (ノアーユ) (t. 3, p. 207), もうひとつはコンティ家 (de Conti) の王子の「不満な」(unbefriedigt) 運命につき抜書きを次のようにしている (KA 10. 215)。「養子だったこの王子は (若い時代のあやまって踏み出した一步のために不幸と辛酸の一生を送ることになった。彼がしたハンガリーにおける名誉回復の試みも落胆と悲嘆のうちに帰郷させることになった。もし彼の方に親切な味方があれば、義理の姉妹のやさしきで幸せになれていたであろう。ふたりはルイ14世の娘であった) たぶんその父の無関心を取り除こうとしたであろう。(しかし、そのことも無駄で一度として当局を動かせもせず) 彼は酒やそのほかのたのしみで無聊を忘れようとした。それがやがて体の具合を悪くさせたのである」(サン・シモン) (t. 3, p. 277 f)。

次に、ボウフラル元帥 (Boufflers) の死にふれ、「その勇気、能力、素朴なる廉潔、だれしも事実これほどに非のうちどころのない名声をもたなかった」(サン・シモン)。これをペスタロッチは若干変更したフランス語とともに「古き騎士精神」(Alter Rittergeist) と見出しをつけ、「このようなひとを失うとは。もう将来その代替をえられないだろう」とする (t. 3, p. 318; KA10. 215)。続いてマントノン夫人の手紙から「この国にあってはひととは真実をいうときすら、なんとその背後にかくれているものが多いことでしょう」という一文を抜出す(サン・シモン) (t. 3, p. 318)。

加えて彼女がダヴォンのひとたちについてふれた手紙が抜書きされる。「もちろん私にはこのダヴォンの人々のもとを去るにあたり心痛むものがあります。このひとたちの貧しさは私には耐えがたいものです。しかし、私はこのひとたちに誠実さや健やかな人間らしき、正義や名誉を見出しています。たしかに、このひとたちは私どものように巧みな口のきき方はできません。しかし私たちはこのひとたちのような行いをしていません。きのうそのひとたちから一通の手紙を受けましたが、そのなかで人間の高貴な死のために王の健康や私のことすら心配してくれていました」(原文斜字) (マントノン夫人書簡集) (t. 3, p. 320f)。これにペスタロッチは「田舎の人」(Landvolk) と見出しをつけ、それを従臣や下級官吏らにみられるごとき「良心」の道からそれる神と人間への不敵さと対比させるドイツ語の一文をそえ、このアंकテルの『ルイ14世』からのノートをおえる (KA10. 215)。

6. ヴォルテール 『素人による百科全書にかんする諸問題』 第2巻 1770

抜書きの形式

この手稿は、先の4. のカトー以下と同じ、「ノート」の束12種のひとつに属し、バルトの『自伝』とドイツ語版ア・ケムピスの『キリストに倣いて』との間で最後から2番目に位置する。ヴォルテールの本書は全9巻が1772年に完結、そのうちペスタロッチはAの項目の後半にあたる「外典」(Apocryphe) から「地軸」(Axe) までの合計42項目を収める第2巻を読んでいる。他巻にふれたかどうかは不明だが、この第2巻の前後を読みかつ抜書きをした事実は、現存の手稿からは見出せない。手稿には著者名や書名等の記入はなく、その手稿番号80から90まで八つ折版サイズ11枚を使用し、KAにはうちほぼ2枚分、6箇所にあたるドイツ語やフランス語でのペスタロッチ自身の感想、思想の表明や翻訳にあたる部分が収録されているが、それ以外は未収録である。その段落や文章も他に比して総じて短く、原テキストにおけるヴォルテールの鋭く大胆で皮肉に満ちた批判的言説をノートにしているのが特徴的である。

抜書きの内容

まず最初に手稿では原テキストの項目「アラビア人」(Arabes) の抜書きが「背教者」(Apostat) と順序を逆に「メッカ」と見出語がつけられて登場する。「こんなところに都市をつくらせるなど迷信 (superstition) 以外にもとづかずしては不可能である。そのことは古代が証明している。その都市は砂漠にあり、水はひどくひとは飢えと渇きで死んでしまうからだ」(p. 84)。東洋人を評して「その本質はなにも変らなかった。彼らはいまなお『千夜一夜』なのだ」(p. 85)。「砂漠に生きるアラビア人はいつの時代でもちょっとした盗賊であったが、都市に住む者はつねに物語や詩や天文を愛してきた」(p. 85f)。そして、ヴォルテールが「アラビア人は少なくとも高貴高潔な理想をもっていたのは明らかだ」(p. 88) という箇所をペスタロッチはフランス語で「彼らは単純さのなかで高貴高潔な理想をもっている」と記している。

つづいて手稿の用紙がかわり、欄外には「笑止のきた」(Lächerlichkeit) とうちながら、KAへの収録もある独・仏両語の8行があるが、そこでは項目「背教者」に由来し、権勢ある者を中傷するとき「笑いに付す」形がとられる。たとえばユリアヌスがひどく長いひげをつけ、頭をふり、その足どりの速いのがからかわれるのである (KA10. 228)。

このあとの「使徒」(Apostres) の項目からは、見出語「学識」(Gelehrsamkeit) のもとに次の抜書きがみえる。「パウロよ、汝は狂っている。汝の研鑽は汝を妄想へともちこんだ」(p. 63)。聖パウロと〔弟子の聖女〕テクレ (Thécle) の記録にふれ、「彼は短軀にして禿頭、体つきはまがりかつ肥満だった。加えてわし鼻で眉間はせまく、そこに神の恩寵があらわれていた」(p. 66) (原文斜字)。

「しかるべき時」(Apropos, l'Apropos) の項目からは、「立法者と賢者のしかるべき時」と見出しをつけた次の抜書きがある。「すべてのさまざまな幸運の結果には、しかるべき時に語られ、行

われたという事情がその根底にある。しかるにアルノー・ド・ブッセ (Arnaud de Busse), プラハのヤン・フスやジェロームは, そのしかるべき時に登場しなかった。民衆たちはまだ怒りを知らなかった。出版物もひとびとの嘆きをあらわすためにはまだ使えなかった。しかるべき時におこったのは, 16世紀の宗教改革である」(p. 81f)。

ペスタロッチは項目「捕虜」(Ararat)のなかにあたかも自分が読書ノートに専念する場面を示す一文に出会ったかのように, フランス語で「ものの記憶の消滅を防ぐべく, 汝を書物の牢獄に閉じこめよ」(原文斜字)と記した。それは原文にある「牢獄」のありか「太陽の町 Sipara」を除いて表現したものである (p. 102, KA 10. 228)。このあとチューリヒで1780年絞首刑に処せられた同時代者を想起するかのように「〔ジャンヌ〕ダルク」(Arc)の項目から次の抜書きをする。「典型的イギリス人は迷信を蔑視し, 狂信の徒を罰するようなファナティズムをもたなかった。トールボット (〔Peter〕 Talbot) はそのひとりだった」(p. 111)。

項目「金銭」(Argent)では, 同じ見出しのもとに次の文章が写される。「なぜならシーザーがいみじくも言っているように, ひとは金で軍隊を手に入れ, 軍隊で金を奪うのだ」(p. 123)。「いまどきの御者は, かつてのローマの七賢帝, カミリオ, マンリウス, ファビウスのようなひとすらできなかったであろう金時計をもっている」(p. 124)。「もし, ひとが暮らしに必要なものを得るのに交換貨幣をもつとせよ。そこではいつも商売ができる。貨幣が貝であれ紙であれ, それは重要なことではない」(p. 125)。

ヴォルテールは, この第2巻の全390頁全42項目のうち「演劇術」(Art dramatique), 「無神論」, 「背教者」にそれぞれ約40頁をあてているが, 「アリストテレス」(Aristote)の項目にはその8つの作品論のために16頁をさいた。しかしそこでのペスタロッチの手稿は, 全体の5分の1を占め, 「諸学への援助」, 「立法」, 「友愛」などの見出しがつく以下の抜書きがされている。「アレクサンダー大王は, ヨーロッパ, アフリカ, アジアの珍獣を集め, それに大金を使った。現代では戦争をしかけひどいことをしている英雄は, 学問にはわずかの援助もしない。彼はユダヤ人から金を借り, つねにユダヤ人の様子をうかがっていないなければならない。それというのも借金の実質の目ペリをねらってダナオスの桶のごとく水もれするように穴をあけておくためだ」(p. 152)。

「アリストテレスはいう。有徳であるには自然と悟性と習慣の三つが必要である。…悟性はそれ(自然)を強め, 習慣はひとが立派な行為を日常の訓練でするようになれさせる」(p. 154)。

「彼〔アリストテレス〕は性懲りもなく友愛 (amitié) の数をあげている。彼は友愛を同胞, 肉親, 客人, 愛人の間のものに分けるが, 現代のわれわれには客人接待の権利 (droits de l'hospitalité) の友愛などもはやみられない」(p. 154)。「悲しいかな, 現代の第一級の学者らも友愛を徳の位置にまであげていないし, めったに友愛をすすめたりもしない。むしろ彼らはしばしば敵意 (l'inimitié) を鼓吹してきた暴君に似ている。彼らは連帯 (les associations) をおそれているのだ」(p. 154)。道徳イデオロギーへのこの激烈な批判にペスタロッチはNのマークをつけ, あとの文章の「むしろ」の前に「法の技術」(Rechtkunst)と書きこむ。「アリストテレスはすべて

の徳を両端の中間にすえた。」そうとすれば「敬虔 (la piété) というものも無神論と迷信との中間に位置することになる、と彼は明言する」(p. 154f)。

修辞学への言及もペスタロッチの興味をひき、次の抜書きをして「雄弁」の見出しをつける。「アリストテレスが求めたのは、法律、財務、商契約、戦場、兵舎においても、また買いつけや値切りにさいしても精通している語り手 (orateur) である。だからイギリスの議会、ポーランドの国会、スウェーデンの議会、ヴェニス市民会などでのすぐれた演説家は、アリストテレスの説を無益だと思わぬだろうし、おそらく他の国民の場合とて同じであろう。アリストテレスは、すぐれた演説家は人間の情念、あらゆる場合の習俗や気分 (les passions, les mœurs, les humeurs) を知るひとだと言いたいのである。…ことに多くの事例の使用をすすめている」(p. 155)。

項目「武器、軍隊」(Armes, Armées) では次の文章が写される。「この地上に軍隊をもたない社会などありはしない。…バラモン教徒、…クェーカー教徒、…サモイェード族、ラップ人、カシミール人にも軍隊はある」(p. 163)。「アメリカにおける多くの民族は、スペイン人が来て滅ぼされるまで軍隊のなんたるかを知らなかった。北極海の住民も、武器、軍神、戦車、騎兵隊を知らなかった。これらの民族のほかこの国でも僧侶や修道士は武器をとらない。しかしキリスト教徒の場合には、チュートン人の騎士たち(など)のように戦争のために組織された教団 (des sociétés religieuses) がみられる」(p. 163f)。このふたつの文章にペスタロッチも「武器」「軍隊の目的」の見出しをつけ、「君主政体の国家でもこの教団を黙認せざるをえない」と欄外に加筆して、KAの収録部分にあるようにこう記している。「新旧の武装の差とそれの国民精神への影響、従臣の信義と忠誠は、かつての軍人の精神と関連がある。権力が軍隊を保持するのは、他民族を従属させるためより、臣下を抑えておくためである」(KA 10. 229)。また、同じ項目から次の文章が抜書きされる。「プラッツァ (Plazza) (というイタリアの偉い神学者) は、その『天国論』で三つの気品 (nobilités) をとり出している。その特徴は、おだてなき友情、弱さなき優しさ、度をこさぬ快樂だといっている」(p. 182)。

さらに、「自然的自由に関する注目すべき裁定」(arrêts notables sur la liberté naturelle) という項目では、「卑劣、愚鈍、迷信からくる法的殺人 (les meurtres juridiques) は数えきれない」(p. 184f)、と抜書きし、その見出しに刑死したチューリヒの牧師の「ウェーザー」(〔J. H.〕Waser) の名をあてるが、その名は1785年段階の『読書ノート』にもあがっていたものである。

「演劇術」では、その冒頭の「パンと芝居、これこそあらゆる民族の発明である」(p. 189; KA10. 230) を写しとり、手稿ではさらに以下のように続く。「カリブ海の住民を殺したりせずに、彼らを芝居や綱わたり、狩りや音楽でだましておけばよかったのだ。彼らは容易にそれに陶酔したのであろう。すべての人間の条件にあうスペクタクルなどありはしない。下層の民衆はその目に語られることを欲し、高位の者は民衆に向けて語りたがる。…どこの国でも演劇術は、まず〔ギリシャの〕テスピスのような巡業芝居からはじまった。そのあと自分たちもアイスキュロスを持ち、ソフォクレスやエウリピデスをもつと鼻にかけてきた。けれどもそのあとはすべて衰退してしまった。

これが人間精神の進みぶりというものだ」(p. 189f)。

つづく手稿86の4行は、KAへの収録もあり(KA 10. 230)、ラテン語混じりのヴォルテールのテキストからの断片的記入だが、原テキストで補充して読むと以下のようなになる。「(こういうえがき手は今のヨーロッパにはまったくいない。もしそれがイギリス人のなかにいるとすれば、)〔イギリス人とその性格については〕、次のヴァージルの詩句があてはまる。『この世界からはるか遠くおしのけられたイギリス』」(p. 199)。そしてこの項目の結句にある「もっともよきもの、それは良きものの敵である」(p. 250)がNマークつきで記される。

項目「人殺し」(Assassin)からは「かつてほとんどすべての国民にあつては、その市民的支配が老人になされてきた」(p. 267)が抜書きされ、Nがふたつつけられる。そしてペスタロッチは、「老人に対する国民の尊敬の必要とこの敬老の習俗、素朴さ、真の権利との関連」(p. 267; KA10. 230)と書き、「老人」と見出しをうつ。そのあとこの項目の第2節にエミール論が登場し、こういわれる。(『エミール』という表題のロマンに出てくるのは幼い貴族の教育だが、それは軍の学校でことば、幾何、戦争術、防塞建設、国内史の学習をするようなものだ。子どもを国家とその郷土への愛へと教育するどころか子どもをひとりの指物師(menuisier)にすることで満足している。この貴族の指物師は、なぐられてもなぐりかえせない。その師を慎重に殺す(*assassine prudement*)ことが望まれているのだ」(p. 272)。このヴォルテールの論評をうけてペスタロッチは冒頭で「ルソーはいう」と加えながら以下の抜書きをする。「彼がきわめて真剣にいつているのは、逆説的にももっとも重要な二、三のことがらのひとつである。すなわち、教育者はその生徒を売春の場所にでも連れていかねばならないことと、知恵と礼節の(逆説の)精神が、この生徒は人殺しになるべきであるということにしてしまう。エミール第3巻、261頁〔原テキストの傍注の書きこみ〕。したがってジャン・ジャックがひとりの貴族に与えんとした教育は、かんな、劇薬、首くくりのひもの使い方からなっている」(p. 272)。ペスタロッチはそこにNをふたつつけ、「時代の賢者〔ヴォルテール〕がルソーの哲学についていったことはどこに由来するのか」(KA10. 230)、と記している。

4節で構成される「無神論」(Athéisme)は、原著者と読者の双方に関心の大きいテーマであり、手稿は2枚半に及ぶ。しかしKAへの収録はなく、以下の抜書きがされ、おわりの部分にNマークがつけられている。「ひとが自分のしたひどい行為を神のせいにするのは正しくない。しかしそれ以上に正しくないのは、かかる神を信じることではなかろうか」(原文斜字)(p. 283)。「どこの国でも民衆には強力な〔統制の〕綱がいるというのは正しい」(p. 287)。「先にいった原始民族は無神論者にも有神論者にも入らない。彼らにその信仰を問うのは彼らがアリストテレスに賛成かそれともデモクリトスにかと問うのに等しい。彼らは無知であってもペリパトイ派のような無神論者ではない。けれども彼らとて自分が社会に生き、神をもたぬと主張してさしつかえない。その場合ひとは宗教なしで社会に生きていける。私にいわせてもらえば、狼もそういうふうにいる。人喰い人種の集団は、諸君も想像できるように、社会ではない。私がいつも問いたいのは、諸君が

社会にあってひとに金を貸している場合、その借り手、保証人、公証人、裁判官が、だれもみな神を信じないのを望むかどうかだ」(p. 287f)。

つづいて17世紀に無神論のかどで焚刑に処せられたイタリアの自然哲学者ルキリオ・ヴァニーニ (Lucilio Vanini) に関する記述からかなりの量の次の抜書きがされる。「彼は成功をあてにした論争をねらって旅に出た。だが不幸にしてその幸運とは逆の論争になった。そして学者や術学家にみられる大勢の情け容赦せぬ論敵をつくってしまった。フランゴンとかフランコーンとかいった男と論争したとき、彼の論敵の友人であったこのフランゴンという男に、自分は無神論を教える有神論者であると語ってしまったのである」(p. 303)。

同様に、16世紀にその著書が無神論に属するとしてパリ高等法院から焚書にされた「(ボナヴェンチュラ) デ・ペリエ (Bonaventure Des-Périers) は、ルキアノス風の対話を作ろうとした。そこで予言、〔万有還元能力の〕仙石、ことばを喋る馬、アクテオンの犬について、四つのかなり凡庸な対話篇を書きあげた。この、まるででくの悪い学校生徒が作ったようながらくたのすべてには、われわれの評価 (からは遠く、) すべきことがらは一言たりとてなかった。この作品は犬と馬とでできていると確信する博士もいた。馬の方ではそんな名誉には不慣れだったし、この作品が問題になり博士たちも吠えはじめた。そしてそれが平凡俗悪なことばで出版された。怠け者たちが、そこにあてつけのことばを見つけたとき、学者先生はこう叫んだ。『異端、無信仰、無神論の徒だ』と」(p. 307)。この抜書きに加え、ラテン語原文を併記した次のテキストが写される。「我信じたり。なんとなら我語りしゆえに。私は信じた、私はすでに語ったのだから。これこそ人間の発明だ。ひとはつねにこの愚劣をくり返す」(p. 308)。「ああ、友よ、君がそれを見なかったのならなぜそのことを喋るのだ」(p. 308)。こうして無神論をめぐる抜書きの最後は、17世紀に無神論のかどで焚刑宣告を受けた詩人テオフィレ・ド・ヴィオ (Théophile de Viau) にふれ、そのみがKAに収録されて次の一句でおわる。「テオフィレは詩人として大のほら吹きだった」(p. 309; KA 10. 230)。

ヴォルテールではわずか3頁の「貪欲」(Avarice) の項目だが、ペスタロッチは手稿では14行、中間にKAに収録の4行のコメントを加えて次のように記している。「正確にいえば、所有欲はライ麦、家具、土地、収集趣味の集合体である。人間が金貨を発明するより前から所有欲はあった」(p. 334f)。これに対しペスタロッチは、「金をためていても生計のために金をもっているのなら、貪欲だとはいえない。むしろ無一文で大儲けをしようとする者を通常は貪欲 (geiz[ig]) というのだ」(KA 10. 230) と書く。「ひとは欲が深いといわれている者を憎む。それは自分の利益になるものがなくなるからにすぎない。医者、薬屋、酒屋、雑貨屋、馬具屋、それに女たち、彼らは實際欲の深い〔リディアの王〕クレースス (Crésus) といっしょになってしこたま儲けている。けちで目先のきくわがブルジョアたちには手のつけようがない。彼らはいまいましいばかりにどんどんと貯めこんでいるのだから」(p. 336)。「(私の隣人の) あるひとのいい欲ばかりが、(しばらく前にこういった。) 貧乏くさい金持 (pauvres riches) というのはいつでもイヤなものだ (モリエー

ル)」(p. 336)。

このあと手稿ではペスタロッチ自身の、改行の多い短文がほぼ半頁にわたって続き、それらはKAにも収録されている(KA10. 231)。それは彼が項目「アウグストゥス・オクタヴィアヌス」(Auguste Octave)の見出語とした「残酷」と「破廉恥」をみたからだが、同時にこの書きこみのあとセネカのことばをあげ、羅・仏原語の次の抜書きがされる。「私は残酷さに飽きた者を穏やかだなどとは呼ばない。」絶対君主アウグストゥスにあった内心は、…自分をあくまで公正らしく演出することだったからだ」(p. 349)。そして名説教家できこえたマシヨン(J. P. Massillon)の次のことば、「ひとが王への忠誠と信頼を欠く場合、問題である。追従する者も反逆する者と同様、処罰されねばならないだろう」(p. 353)(原文斜字)をひき、ペスタロッチは「だが」と加えて「尺度は中庸にある」(p. 353)を写しとり、見出語に「へつらい」(Schmeicheley)とつける。

また、項目、見出し語とも同じ「アヴィニヨン」ではルイ15世と教皇クレメンス13世の時代のあつる将官をめぐる次のエピソードが抜書きされる。「(1768年のこと)王の指示をうけたその将官がアヴィニヨンに入ったとき、すぐさま予告なしにそこの教皇使節の居所を訪ねてこういった。『この町は王の支配下に入りました。ついては2日間の時を与えますので、退去して下さい。』」(p. 362)。

項目「著者」(Auteurs)はヴォルテールにふさわしいだけでなく、ペスタロッチにも関心的であった。そこではまず、『自我は厭うべきものである』とパスカルはいった」(p. 375)という『パンセ』の有名なアフォリズムを写し、下線をひいた「自我」の見出しをつける。続いて次のふたつの文章が写される。「諸君は著者でありたいか。一冊の書物でも著わしてみたいか。よく考えたまえ、それ〔書物〕は新しくかつ有益であり、少なくともいつまでもおもしろくないといけない」(p. 376)。「諸君が病気だという噂がたつ。それは、自分の健康状態が最高で、読者(public)に知られたくないときには好都合だ。甘んじて受けておきたまえ」(p. 377; KA 10. 231)。最初の文章にある疑問文は、ペスタロッチには肯定文にかえて写されている。以上でもってヴォルテールからの抜書きは終る。

7. ネッカー 『ルイ16世起訴に関してフランス国民に示された反省』(発行年記入なし)

抜書きの形式と内容

この手稿(Zürich Pestalozzianum, MS 34 II 14)は、ラバーターやツィンメルマンについての読書ノートのグループに入り、ペスタロッチが伯父にあたる医師ヨハネス・ホッツ(Johannes Hotz)の書斎にあつたこれら一連のものを1793年に読み、抜書きしたものからなっている(KA 10. 238)。ただ、これは、ラバーターからの抜書きと同一用紙の末端部に4行と別紙冒頭の4行であるにすぎず、見出しは「ネッカー」とされ、わずかとはいえKAにすべてが収録されている。内容は以下のとおりだが、後の文章の後半にはペスタロッチはアンダー・ラインをひいている。

「国王にも人柄と性格があり、行動にあつて光輝を発するものでなければならない。一方、変わり者の場合は他人に知られるという行動しかない」(p. 9)。

「闘技場にあつてのローマの民衆の残酷さは、そこでの猛獣が傷つきたおれ命を奪われてしまったあとも、それに再度とどめの一撃を要求することだ」(p. 34)。

8. コンドルセ 『人間精神進歩史』 1795

抜書きの形式

この手稿 (Zürich Mappe 305 X 1~8) の八つ折版サイズ10枚は、先の7点とその時期の点でもちがって1796/97年にノートされ、KA版での収録も第11巻である。抜書きは12箇所、ペスタロッチ自身のコメントは2箇所、下線は2箇所、見出語は用紙の余白との関係もあるが皆無であり、原テキストの145頁のところで放棄されている。また、校定はこの手稿のみ先行2巻と同じシェーネバウムが担当し、わずか1頁半でとどめ (KA 11.39f)、収録は4箇所、合わせて25行分、全体の約7分の1である。なお、底本は異なるが、このコンドルセの場合のみ『人間精神進歩史』として渡邊誠の日本語訳がある。

抜書きの内容

端的に言えば、ペスタロッチのコンドルセへの関心は、ひとつはその歴史の哲学や発展段階への言説にあり、もうひとつは現実的悲観的な彼が直面する現実問題を把える視点や打開する契機を自分と対照的なコンドルセに探ることにあつた。そのため最初に次のごとき一連の抜書きがされる。「民族の啓蒙されかつ自由な文明状態への波瀾と苦難の道は、人類の退化 (une dégénération) ではなく、その絶対的完成への漸進のなかにある必然的な危機 (une crise nécessaire) だとわかるであろう」(p. 38)。「偶然的事件も自然の緩慢だが確実な歩み (la marche lente, mais régulière de la nature) のなかでつねに把えられ、その歩みをときに抑えときに促してきた」(p. 39)。そこでの労働は分業化により必然的に特殊化に進み、たとえば手の熟練は効率を高めるが、知識の必要度を減少させるという見地を写しとる (p. 41)。

次に原テキストにおける支配と政治の主題への移行が、ペスタロッチに抜書きをさせる。武器を有する者が支配するが、「そこでの従属は自発的 (volontaire) であり奴隸的依存 (dépendance servile) ではなかった。法を制定する必要もなく、その思想も生まれず、…政治的権威と統治機能の行使はあつたが自由だと信じていた」(p. 47)。しかし、征服と土地所有が結合して「人間の新しい階級」(de nouvelles classes d'hommes)を生み、その世襲化をふくめて封建制 (la féodalité) のもととなる。これが専制 (despotisme) の遠因である。ただ、専制をコンドルセが唯一個人 (seul homme) の個別的 (individus) なものとするのに対し (p. 51)、ペスタロッチは考えを異にし、自ら仏語で記して「人間あるいは組織」(un homme ou un corps)のもの、つまり「組織的専制」(les despotisme sustematique)を予想する。

これに続いて人間の行動様式ないし道徳の問題が眼中にあったペスタロッチは、次のような長い抜書きをする。「(歴史の第三段階では) ひとには自分が征服者や被征服者であることの不幸をいまだ理解しない。そこには農業民族の素朴かつ力強い徳 (vertus) や英雄時代の習俗 (mœurs) がみられ、偉大と残忍、寛容と野蛮の混合 (un mélange de grandeur et de férocité, de générosité et de barbarie) がひじょうに興味ぶかい一覧表を提供し、それをわれわれにも賛美させたり、懐旧回顧させたりする。かかる一覧表を征服者が基礎づけた帝国 (les empires) のなかでみると、人類が陥るさまざまなニュアンスをもった墮落と腐敗、あるいは専制と迷信を目前にする。そこに生じるのは、産業や商業への課税 (tributs), 自由な営業活動権に対する不当徴収 (les exactions), 職業の選択と私有財産の使用を制限する法律, 同じく子どもをその父親の職業に拘束する法律, 財産没収 (les confiscations), 極刑, 要するに恣意的な条件, 合法的暴政および迷信の残忍さ (d'actes arbitraires, de tyrannies légales et d'atrocités superstitieuses) など、人類への蔑視が発明したものの一切である」(p. 52f)。

かかる習俗が現実支配の反映である問題性は、科学と教育の場面でも同様である。むしろ科学と教育が「支配への奉仕機能」を担うことを古代の事例からくみあげ、以下のような文章を写しとる。「彼ら(ヒエログリフのエクリチュールを創った者)が、その目的を啓蒙 (d'eclairer) ではなく支配すること (dominer) にもっていたのと同様に、民衆にはその知識のすべてが伝達されず、それのみか彼らが知らせんとした誤謬で墮落させた。教授したのは真 (vrai) と信じたものではなく、有益 (utile) とみたものだった」(p. 61)。ここで、KAにも収録されているように、手稿ではペスタロッチによる次のコメントが登場する。「国政の術はカーストの問題となり、一般的な国民教化の停滞は、<中国から～まで>あらゆるカーストが期待した影響そのものにある」(KA 10.40)。この引用のカッコ< >の部分は、ペスタロッチ自身に抹消されているが、コンドルセが先の抜書き部分のあとに、中国民族が技術において他民族に先行しながら追い抜かれ、科学と知識の伝統墨守による「恥ずべき停滞」とそれが示す「人類の幼年期の見本」であったということをさしている(p. 66)。

これらと対照的だったのが、「ギリシアでは」と挿入された次の抜書きである。「科学は特別な一階級の職業と世襲になりえなかった。そこでの聖職者の仕事は神々の儀式に限られていた。天才は、術学的な考察と司祭の学院の偽善的体系 (système d'hypocrisie d'un collège sacerdotal) に従属せずに全力を発揮できた。ひとはずべて真理の知識に平等の権利 (un droit égal à la connaissance de la vérité) をもっていた。ひとはずべて、すべてのひとに伝達する (communiquer) ための発見に務め、真理全体の伝達に努力することができた」(p. 71)。このことは手稿では原テキストとは前後を逆に写している「当時は富める者だけが啓蒙の入手 (d'acquérir des lumières) が可能だった」(p. 87) のとは対照的なギリシアの画期性である。それは、たとえば愛国心を養う制度や行政の怠慢や上下を問わぬ階層の問題行動をチェックする組織を求めたことと不可分であった (p. 87)。

しかし、ギリシアを理想化するコンドルセやペスタロッチは、逆にヨーロッパ中世に「封建的無政府主義」(anarchie féodale)とその「知的衰退」をみる。すなわち、この時代では法律は一貫性を欠き粗雑であった。たとえ寛大さがあっても、見かけだけの人間らしさは危険な免罪にすぎない。この時代の法律は、「制圧する階層の権利を神聖化し (consacrant)」, 人間の権利を侵犯する。換言すれば、これは「国家の幼年期と粗野な時代の無知」(l'enfance des nations et l'ignorance des siècles grossiers) を特徴づけるものである。中世では、犯罪は「市民の権利 (droit des citoyens) への侵害」ではなくて単に「一個人の侵犯」とみなされ、「報復の権利」が設定されていた。「証拠の観念」に乏しいその分「奇跡」を求め、「迷信的証拠」と「決闘」を「真理の発見や認識の確実な手段」とみなしていた (p. 144f)。このような趣旨をもつ3枚近い抜書きのところで『人間精神進歩史』は中断され放棄されてしまう。

おわりに

以上、本稿では批判版全集から除外されている部分を、その資料紹介もかね、手稿に即しつつ抜書きの内容として示した。もちろん、抜書きは文字どおりの著述ではない。しかし、自身の読み行為を記しているペスタロッチに、いわば著者捜しをする試みを、現代のコミュニケーション理論やテキスト理論をふまえて進めるなら、その興味ぶかい属位の折出も一定程度期待できるであろう(拙稿『思想の理論化と理論の思想性—J. Habermasの思考過程と教育理論への示唆—』本誌32巻, 1980, p. 215~273)。本稿で示した限りでは、少なくとも次のことが事実として確認できた。すなわち、彼の執筆方法をめぐる独自性— 想念のほとぼしり出る天才性やそれと表裏をなす研究的蓄積的側面との無縁さ— を強調すぎたり、とりわけドイツの思想圏へ引きつけすぎる位置づけは注意を要するということである。彼が繙いた以上8点のテキストとその抜書き内容が、その思想形成の過程での1790年代の著述内容といかに類似するか、あるいはフランス革命の渦中にあるの経済、政治、道徳、歴史等をめぐるフランス思想がいかに影響しているかなど、これらを把えるにはこの未公開の抜書き内容の全貌をみずしては不可能であろう。

Zusammenfassung

Dieser Beitrag versucht die von Pestalozzi gelesenen und durchgearbeiteten sieben französischen Werke sowie ein lateinisches Buch inhaltlich vorzustellen. Das Ziel ist, Pestalozzis theoretisches und praktisches Interesse an den „Bemerkungen zur von ihm gelesenen Büchern“ (1785~95/97) zu verdeutlichen. Deren Titel sind wie folgend:

1. *Comte de Mirabeau : Denonciation de L'agiotage au Roi et a L'Assemblée des Notables, o. O., 1787.*
2. *(Jakob Heinrich Meister) (anon.) : Des premiers principes du systeme sociale, appliqués a*

la révolution présente, Nice, 1790.

3. *Hermanni von der Hardt : Rerum concilii oecumenici constantiensis de universali ecclesiasticae disciplinae reformatione, Frankfurt et Leipzig, 1700.*
4. *J. P. Catteau : Tableau général de la suède, Lausanne, 1790.*
5. *Louis Pierre Anquetil : Louis XIV, sa cour, et le régent, tome 2 & 3, Paris, 1793.*
6. *François-Marie Arouet Voltaire : Questions sur l'encyclopédie par des amateurs, seconde partie, Paris, 1770.*
7. *Jacques Necker : Réflexions présentées a la nation franéaise sur le procès intenté à Louis XVI, o. O., o. J..*
8. *Marquis de Condorcet : Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain, o. O., 1795(1793f).*

H. Schönebaum hat als Bearbeiter der sog. Kritischen Ausgabe in Band 9, 10 und 11 diese Manuskripte mit viel Mühe transkribiert und in die Bände aufgenommen, den Großteile jedoch ausgelassen. Beispielweise ist ungefähr ein viertel von insgesamt 72 Seiten der Manuskripte über die oben Titel in Band 10. und 11. vorgestellt, aber sonst nichts. In dem Beitrag werden die ausgelassenen Teile mit dem Originaltext verglichen und ergänzt. Zwar sind die hier wieder hergestellten Inhalte nicht Pestalozzis eigenes Werk, aber man kann dort die Einfluss auf seine ökonomischen, politischen, anthropologischen und pädagogischen Gedanken finden, die er durch seine Lektüre und Beschäftigung in Frankreich veröffentlichten Büchern unmittelbar vor und während französischen Revolution entwickelte.